

税制調査会（第13回総会）議事録

日 時：平成27年 7 月 2 日（木）12時30分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館11F－共用第 1 特別会議室（1113室）

○中里会長

ただいまから第13回税制調査会を開会します。

本日の議題に入る前に、委員の交代がお一方ありましたので、御報告します。これまで委員を務めていただきました、中静敬一郎委員が辞任され、これに伴い、6月30日付で産経新聞社の井伊重之論説委員が新たに委員に任命されました。

井伊委員から一言頂戴したいと思いますので、よろしくお願いします。

○井伊（重）委員

産経新聞の井伊です。よろしくお願いします。

社会人になって30年の間で、同じ名前の方が二人いらっしゃるといのは初めての状況であり、少々戸惑っていますが、よろしくお願いします。

○中里会長

ありがとうございました。

政府税制調査会（以下、「政府税調」という。）の開催が、前回から少し時間が空いたということもあり、本日は16時15分までの長丁場での開催を予定しています。この点、御理解のほど、よろしくお願いいたします。4時間近くあるということで、二部構成で行いたいと思います。途中で休憩を挟み、前半は、平成27年度の税制改正の概要を、財務省、総務省からそれぞれ御説明いただき、委員の皆様から御質問等を頂戴したいと思います。

次に、6月30日に骨太の方針が閣議決定されましたが、その中で歳入改革に関する記載もありました。そこで、担当の内閣府からこの点について御説明いただき、これについても委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。そして、この骨太の方針を踏まえ、今後の政府税調の進め方等について私の方で今のところ考えていることを整理してお話ししたいと思います。その上で事務局に経済社会の構造変化に関する資料を用意していただきましたので、これについて説明を頂戴したいと思います。

以上ですが、前半が終わったところで一旦休憩に入ります。その後、後半については、事務局から御説明いただいた資料や今後の当調査会の運び方等について、委員の皆様から御随意に、フリーディスカッションの様な形で、どのような論点でも構いませんので、御意見、御質問を頂戴したいと思います。

それでは、ここでカメラの方は、御退室をお願いします。

（カメラ退出）

○中里会長

それでは、議題に入ります。

先ほど申し上げたとおり、平成27年度の税制改正の概要について、まずは財務省から、国税部分に関して御説明いただきたいと思えます。

○江島主税局調査課長

総13-1の資料を御覧ください。

1ページ目ですが、これは平成27年度より若干さかのぼり、最近2、3年の動きまでを含めての絵です。大きく上と下に分かれています。上の水色の部分ですが、左横にデフレ脱却・経済再生等という様に整理しています。目下政権の最重要課題は、デフレ脱却ということであり、平成25年度以降御覧の様に様々な措置を講じてきています。

左上の「雇用・消費・所得の拡大等」というところですが、順に申し上げると、まず、賃上げということで、平成25年度に所得拡大促進税制を創設し、これを順次拡充してきています。また、高齢世代がお持ちの資産を若年世代に移し、消費を活発化させるという観点で、平成25年度、教育資金贈与の非課税措置の創設を講じています。これは、右横を御覧いただきますと、住宅にかかるものの延長・拡充、そして後ほど御説明しますが、結婚・子育てにかかる非課税措置の創設という様な流れが続いています。

その下、NISAの創設ということで、平成25年度に現在の形のNISAを創設し、これを順次拡充してきています。それから、外国人旅行者向けの消費税免税制度の拡充ということで、国内消費の喚起という手も打っています。

その下、民間投資の活性化等ということで、平成25年度以降、主として法人税ですが、投資減税などを講じています。研究開発税制の拡充、生産性向上設備投資促進税制の創設等です。このように水色のゾーンでデフレ脱却に、ある意味全力投球する傍らで、下の薄オレンジのゾーンですが、税制抜本改革等です。こちらは、少子高齢化あるいはグローバル化といった、様々な構造変化に対応する改革という様な部分です。申し上げるまでもなく、平成25年度の前に、税制抜本改革法が成立しているため、これに従って消費税率を5%から8%、そして、8%から10%へと引き上げている最中です。グローバル化の対応ということでは、中央側に法人税改革という大きな矢印がありますが、グローバル化に対応して稼ぐ力を後押しするという一方で、成長志向に重点を置いた法人税改革というものを、平成27年度を初年度として進行中です。

また、一番右下隅ですが、BEPSプロジェクトへの対応といったグローバル化への対応も順次進めているところです。

このような大きな流れの中で、平成27年度税制改正について、どのような措置を講じたのか、掻い摘んで御説明します。様々な措置を講じていますが、以下、幾つかの固まりごとに区切って御説明します。

2ページ目は、デフレ脱却・経済再生という流れで整理できるもので、このページで三つ掲げています。

一番大きな固まりである「成長志向に重点を置いた法人税改革」。これが平成27年度でスタートしています。

中央の箱ですが、上のポツ、課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げるということで、法人課税を成長志向型に変えると、より広く負担を分かち合い、稼ぐ力のある企業等の税負担を軽減することで、収益力を向上させるということです。

次のポツ、数年で実効税率20%台までの引き下げを目指すということであり、税率を引き下げるとその分減税になってしまいますが、課税ベースを拡大することでその下、欠損金の繰越控除の見直し、一つ飛んでこれは地方税ですが、法人事業税の外形標準課税の拡大等々、財源を確保し税率を引き下げます。具体的には、その下の箱にあるとおり、改正前で34.62%の税率を平成27年度でマイナス2.51%、翌平成28年度でマイナス3.29%下げるというところまで今年度に固まっています。これは既にスタートしています。

その下の「28年度改正では」というところですが、課税ベースの拡大等により財源をさらに確保し税率引き下げ幅のさらなる上乗せを図ると、その後においても改革を継続という流れです。

その下「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充」です。これは、既にある措置を延長・拡充することで、足元の対策あるいは将来予想されている消費税率10%への引き上げに伴う駆け込み・反動減対策、両方の観点を兼ね備え、非課税枠を拡充するというものです。

一番下、NISAの拡充、これは今既にあるNISAにジュニアNISAを付け加える、あるいは大人のNISAの投資上限額を引き上げるという措置を講じています。

3 ページ目、次の大きな固まりは地方創生です。黄色の箱にあるとおり、人口減少、特に地方における人口流出等、構造的な課題を克服と、東京一極集中是正です。最初の○は、法人税の関係です。「地方拠点強化税制の創設」ということで、地方部において本社機能を拡充する、あるいは東京23区から出ていき地方に拠点を作るといったような企業を後押しするという一方で、建物に係る投資減税あるいは人を雇用した場合の雇用促進税制の特例を講じるものです。

その下「ふるさと納税の拡充」です。これは住民税ですが、特例控除額を拡充するなどして、ふるさと、地方への資金の流れを加速しようというものです。

その下「外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充」ということでかなりの人数の外国の方々に買い物していただけていますが、この免税手続を一軒一軒のお店ですということではなく、商店街やモール内などにおいて一括で免税手続をできるようにするという便宜向上です。

一番下「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設」ということで、ここにあるとおり、両親や祖父母の資産を早期に移転することでお子さんやお孫さんの結婚・出産・育児を後押しするという一方で、これらに要する資金の一括贈

与に特別の1,000万円の非課税措置を講ずるものです。

4 ページ目、ここには二つあります。上の方は消費税率引き上げ時期の変更に伴う対応です。御案内のように、元々平成27年10月1日に予定されていた10%への引き上げ時期を18か月遅らせ、平成29年4月1日にすることに伴う措置です。景気判断条項は削除をするということです。

その下、国際課税関連です。黄色の箱にあります。G20・OECDが推進しているBEPSプロジェクトの取り組みの趣旨を踏まえて、課税の適正化に取り組むということで二つほど御紹介しますが、四つ〇のある内の一番上の「国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し」です。国内の業者からインターネット経由で物を買おうと消費税が課税され、海外から買おうと不課税になるというやや不公平なところを是正するというので、国境を越えて行う電子書籍・音楽配信等の電子商取引を課税対象とするというものです。

一つ飛んで国外転出をする場合の譲渡所得課税の特例ですが、クロスボーダーでの課税逃れを防止することで、巨額の含み益を持ったまま出国をされる方がいらっしゃるということであり、そのような場合、実現していないキャピタルゲインを実現したものとみなして譲渡所得課税をするという特例を創設するということです。これもBEPS関連の取り組みです。

続いて5 ページ目の上、復興支援ということで、予算面では次の5年間の復興の枠組みができたようですが税の方でも引き続き支援をすることで、ここでは福島関係の上は法人税における準備金制度の創設、下は所得税における譲渡所得の特別控除の適用ということでした。

その他ですが、車体課税はエコカー減税について、燃費基準が切り替えられたということに伴う見直しです。

下の方ですが「円滑・適正な納税のための環境整備」の一番下「マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置」ですが、預金保険機構がマイナンバーを扱える対象に加えることで、今国会で審議中ですが、マイナンバーが付された預貯金情報を税務手続において効率的に利用する観点から、銀行等に対して預貯金情報をマイナンバーで検索可能な状態で管理することをお願いするというものを合わせて措置することになっており、今国会で審議中です。

国税については以上です。

○中里会長

続きまして、地方税部分に関して総務省から御説明いただきたいと思います。

○開出自治税務局企画課長

総13-2の資料を御覧下さい。

1 ページ目は先ほど国税の方から御説明があったものに連動するものがほとんどであり、2 ページ目をご覧いただき、具体的内容について御説明します。

1番が地方法人課税ということですが、法人税改革の中で地方税においては、法人事業税の所得割の税率の引き下げ及び外形標準課税の拡大を2か年で行うということです。

○が四つありますが、二番目です。今回の改正において、法人事業税の外形標準課税部分についても、法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人について、給与増加分の負担を軽減する措置を新たに講じることとしています。

また、その下ですが、今回の改正は大法人を対象としたものですが、大法人の中でも比較的事業規模の小さい企業への配慮が必要であるという観点から、2年間に限り外形標準課税の拡大による負担を原則2分の1に軽減する措置を講じています。

一番下の○ですが、資本割の課税標準である資本金等の額について自己株式を多額に取得したような場合については、極端な場合には課税標準がゼロになるという事例もありましたので、資本金と資本準備金の合計額を下回ることにはならないという改正を講じたところです。

2番が消費税率10%へ引き上げ時期の変更に伴う一連の改正ということですが、時期の変更や、地方交付税率の変更を含めた一連の改正を行うものです。

3ページ目、地方税における車体課税の見直しですが、自動車取得税におけるエコカー減税の見直しについて、燃費の基準を平成32年度燃費基準へ置きかえるという改正を行っていますが、表の右側の太線の下の部分で平成27年度燃費基準を達成しているものの一部についても軽減率は抑えつつも引き続き対象とするという内容になっています。

その下、軽自動車税の見直しですが、一定の環境性能を有する軽四輪等について新たにグリーン化特例、軽課を導入することとしています。

4ページ目の、「4 ふるさと納税」ですが、これは特例控除額について、所得割額の1割を2割に拡充することとしています。併せて、申告手続の簡素化として確定申告が不要な給与所得者等の方が、確定申告をせずにワンストップで自治体の相互間の情報のやりとりにより自動的に寄附金の税額控除を受けられる特例を創設しています。

「5 固定資産税等」ですが、固定資産税の負担調整措置や不動産取得税の特例税率等については、現行の措置を次期評価替えまでの3年間そのまま延長するという内容になっています。

5ページ目の、「8 主な負担軽減措置等」です。○の2番目ですが、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告の対象になった特定空家等に係る土地について、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外するという措置を講じています。

その下の○ですが、わがまち特例と称していますが、課税標準の設定に地方団体の自由度を持たせる仕組みで対象を拡大しているということです。

また、その下の○ですが、中古住宅市場の活性化の観点から、買取再販事業者が既

存住宅を取得し一定のリフォームを行った上で個人に販売するという場合についての不動産取得税の減額措置、特例措置を創設することとしています。

一番下の「9 納税環境整備」ですが、所要の見直しを行ったところです。

地方税は以上です。

○中里会長

いただいた平成27年度税制改正についての御説明につき、何か御意見、御質問等ありましたら、御発言いただきたいと思います。挙手をお願いします。

どなたもいらっしゃらないということですのでよろしいですか。また、何かありましたら後ほど御発言いただければと思います。

次に、先月の30日に閣議決定された、骨太の方針について内閣府から御説明いただきたいと思います。

○羽深内閣府政策統括官

「経済財政運営と改革の基本方針2015について」という閣議決定の資料を御覧下さい。

目次を御覧いただくと今回のいわゆる骨太の方針ですが、副題として「～経済再生なくして財政健全化なし～」ということで、4章からなっています。

第1章が「現下の日本経済の課題と基本的方向性」。

第2章が「経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題」。ここは、今これから積極的に取り組むべき課題、潜在力の強化や、女性、教育の話、まち・ひと・しごとの創生の話、安全・安心な暮らしの話というようなことを挙げています。

第3章が、いわゆる経済・財政再生計画ということで、財政健全化と経済再生の好循環を作っていくための取組です。後ほど詳しく御説明させていただきたいと思います。

第4章が、平成28年度予算編成に向けた基本的考え方と、このような構成です。

4ページ目の第1章(2)「経済再生と財政健全化をともに達成する計画の策定」の最後のところに「本基本方針の第3章において、経済と財政双方の一体的な再生を目指す『経済・財政再生計画』を定めるとして、第3章に、このような計画を明記しております。

第3章、21ページ目を御覧いただきたいと思います。

最初に経済財政の現状と課題、2. で基本的考え方を書いております。冒頭に「経済再生なくして財政健全化なし」、これは副題でもあるわけですが、これを基本方針として経済再生と財政健全化の二兎を得る道を追求していくということです。先ほど江島調査課長からもお話がありましたように、経済再生・デフレ脱却を最優先に考えてその上で財政健全化もあわせて両立させていくというスタンスを明確にしているわけ입니다。

続いて、全体の枠組みですが、24ページ目、目標とその達成シナリオということで

す。

まず目標ですが、これは既に昨年の骨太方針で2020年度の財政健全化目標を掲げています。具体的には、2020年度のPB黒字化を実現することとし、そのためにPB赤字の対GDP比を縮小していく。また、債務残高の対GDP比を中長期的に着実に下げていくことを目指すということです。そのためのアプローチですが、25ページ目をご御覧いただくと「改革工程の明確化」ということで「(1) 集中改革期間と中間評価」としてあります。今回5年間の計画ですが、真ん中の2018年の時点できちんと評価をして、もう一度取組を考えた上で2020年に向けて取り組んでいくことになっています。御覧いただきますと、計画の初年度である平成28年度予算から手を緩めることなく改革に取り組んでいく。そして、当初の3年間、2016年度から2018年度を集中改革期間と位置付けて集中的にやっていく。

次の段落ですが、その改革努力のメルクマールとして2018年度のPB赤字の対GDP比マイナス1%程度を目安とする。それから、国の一般歳出については、これまでの安倍内閣の取組を基調として社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。端的に申し上げれば、これまでの安倍内閣の取組をきちんとベースラインにし、賃金や物価動向あるいは人口減少などの要素を踏まえながら、増加を前提とせずに取り組んでいくということです。

数字を入れた注を下につけております。国の一般歳出の水準の目安については、これまで3年間の取組、これは一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっており、この1.6兆円というのが一つのベースラインになるわけです。経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続させていくこととする。また、地方の歳出についても、国の取組と基調をあわせつつということで、地方の歳出についてもここで記述しています。本文に戻っていただき、ただし、各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する、ということで、特に消費税率の引上げが2017年4月にあるため、そのような状況も踏まえながら柔軟に対応していくということ、地方においても国の取組と基調を合わせて行うということが書いてあります。

次の段落ですが、これらの目安に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPIの達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討し、2020年度の財政健全化目標を実現するという枠組みになっています。

26ページ目の、「(3) 機動的な対応」で、平成29年4月10%への引上げに向けて、円滑な実施に必要な経済環境を整えるため、必要に応じ機動的に対応するということを書いています。

「(4) 評価体制」として、計画に沿って、この一体改革が着実に進展しているかどうかをチェックするために、経済財政諮問会議に有識者議員を中心として専門調査会

を設置し、速やかに改革工程、KPIを具体化するとともに、改革の進捗管理、点検、評価を行うとしています。閣議決定がされたわけですが、これから夏以降年末にかけ、各省や各関係者とも議論をしながら様々な目標を、KPIを定めていくことにしています。

30ページ目に、もう一つ、社会保障についても目安の記述をしています。「基本的な考え方」を御覧ください。

一番下の段落、安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が、この実質的な増加という意味は消費税による充実分は除くという趣旨ですが、それが高齢化による増加分に相当する伸び（1.5兆円程度）となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組むとしています。

そのため、社会保障については、以下31ページ目以降、様々な改革のメニューを列記しているということです。

肝心の歳入改革ですが、41ページ目を御覧いただきたいと思います。

「②税制の構造改革」です。ここは、読み上げさせていただきます。

「（基本的考え方）人口動態、世帯構成、働き方・稼ぎ方など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。特に、i) 夫婦共働きで子育てをする世帯にとっても、働き方に中立的で、安心して子育てできる、ii) 格差が固定化せず、若者が意欲をもって働くことができ、持続的成長を担える社会の実現を目指す。」ということにしています。

以下、五つの基本方針、具体的な制度設計についての基本方針を書いています。

一つ目が「成長志向の法人税改革」。これはできるだけ早期に完了する。

二つ目が低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し。これについては、年齢ではなく経済力を重視する一方、成長の担い手である若い世代を含む低所得層に対しては社会保障給付制度との整合性を勘案しつつ総合的な取組の中で勤労意欲を高め、安心して結婚し子供を産み育てることができる生活基盤の確保を後押しする観点から税負担構造及び社会保険の負担・適用構造の見直しを進める。

三つ目が「働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保」。女性の活躍推進・子供子育て支援の観点等を踏まえつつ、多様化する働き方等への中立性・公平性をより高めるため早期に取り組む。

四つ目が「世代間・世代内の公平の確保等」。年齢ではなく所得や資産などの経済力を重視しつつ、世代間・世代内の公平を確保する。資産格差が次世代における子女教育などの機会格差につながることを避ける必要があること、また、老後扶養の社会化が相当程度進展している実態の中で遺産の社会還元といった観点が重要となってい

ること等を踏まえた見直しを行う。

五つ目が「地域間の税源の偏在是正」ということで、地方が自らの責任で地方創生に取り組むためには税財源が必要との考えのもと、引き続き税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するという一方で、法人税改革、低所得者層、子育て世代の活力維持等、格差固定化の防止、働き方、稼ぎ方への中立性、公平性の確保、世代間・世代内の公平の確保等、地域間の税源の偏在是正と、五つの方針を掲げています。

これらの方針を踏まえ、速やかに着手していくということで、最後に、23ページ目を御覧いただきたいと思えます。ここに歳入改革の総論があり、23ページ目の一番下の方ですが、今申し上げたことを10行程度にまとめていますが、その最後のところで「経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを計画期間中のできるだけ早期に行うこととし、政府税制調査会を中心に具体的な制度設計の検討に速やかに着手する」ということで、政府税調での検討をお願いするということを書いています。

○中里会長

御説明いただいた骨太の方針に関して、その策定に向けて、経済財政諮問会議の民間議員のお立場で御尽力なさいました新浪特別委員が、本日出席されていますので、何か補足いただくことがありましたら御発言いただければと存じますが、新浪特別委員、いかがでしょうか。

○新浪特別委員

今羽深政策統括官のお話があったとおりののですが、一言つけ加えさせていただくと、これからお話しすることは、経済財政諮問会議のメンバーとして、民間議員としての立場で少しお話を申し上げたいと思えます。

今回歳入改革に関しては、いわゆる長期政権でもあり、腰を据えて歳入の改革を行っていかねばいけないという問題意識です。それをしていく上で、骨太の方針では、政府税調に制度設計をしていただきたいと思います。そのときの基本的な方針は、先ほど羽深政策統括官がお話をされたとおりであり、そのもとで行っていただきたいというものです。

そこで、我々の問題意識は、現状構造そのもの、社会の構造が、今税とマッチしていないとこのように考えており、とりわけ今回の骨太で重視していることは御案内のとおり、我々は、持続的に経済を成長させるということです。その担い手になる若い方々が意欲を持って社会活動ができる、いわゆる経済活動ができる、こういったことが大変重要だと考えており是非議論をしていただきたいと思います。

とりわけ、夫婦共稼ぎをしながら安心して子育てができると、ここは価値観の問題が色々あると思えます。そのような中で、あえて踏み込みました。これをあれこれ様々なことを考えるよりも、御議論はあると思えますが、このような方針のもとに議論を進めていただきたいと思います。その中で、配偶者控除の問題については立場によっ

て、また、今申し上げたように、様々な考えもあると思います。ただ、現状起きているのは、せっかく女性の方々が、M字カーブもアメリカに近づいてきていると、その中でもっと働きたいのに働けないということが、とりわけサービス産業などでも起こっています。12月になると、働けないということで休業になってしまうようなパート、アルバイトの方々もおられます。是非とも働きたいだけ働ける、強制的に働けということではなく働きたいという意欲を持っておられるので、そのようなことが実現できるよう、議論を進めていただきたいと思います。

また、今回もう一つ踏み込んだのは、若年層が収入も資産も少ないにもかかわらず負担が過度になっているということです。一方で、資産の多い高齢者の方々が大幅な受益超過になっているという現実もあります。先ほど来申し上げている、若い方々がより活力を持って生活をし、経済再生が持続的になっていく、ここにも議論をしていかなければいけないのではないかと。そのような意味で、マイナンバーなども活用して是非ともストック面も重視した、このような体系も考えていく必要があるのではないかと。このように考え、方針の中に入れさせていただきました。

こうしたことで、税制が時代の変化に合うこと、実は個人的には最後のチャンスではないかというぐらい重要なことであると考えています。

歳出面では、先ほど説明がありました専門調査会で行いますが、歳入面においては政府税調が大変重要な役割になります。骨太の方針に基づいて、是非議論を深め、制度設計の提案をしていただきたいと思います。

○中里会長

骨太の方針に関して、後半でも皆様から御意見をいただく時間は確保しておりますが、今の段階で何か御質問等がありましたら御発言いただきたいと思います。いかがですか。なければ、フリーディスカッションの方で、議論を交わしていただけたらと思いますので、そこに委ねるとすることにします。

内閣府及び新浪委員から骨太の方針に盛り込まれた大きな方向性についてお話をいただいたわけですが、この骨太の方針に盛り込まれている内容をもう一度整理させていただきます。

まず、税制の構造改革の基本的考え方として、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する、このような観点から税体系全般に渡るオーバーホールを進めるとされており、その中で新浪特別委員もおっしゃいましたが、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより、経済成長の社会基盤を再構築するとされたわけです。

また、このために低所得、若年層、子育て世代の活力維持、格差の固定化防止のための見直し、あるいは働き方、稼ぎ方への中立性、公平性の確保、世代間・世代内の公平の確保等といった改革の基本方針が示されました。その上で、社会経済の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直し、いわく税制の構造改革、これを計画期間中ので

きるだけ早期に行うと宣言されたわけですが、そして、政府税調を中心に具体的な制度設計の検討に速やかに着手すると、このように我々に要請が投げかけられているということです。

ところで、皆様御承知のとおり政府税調においては、中長期的な視点に立った税制のあるべき姿について、委員の任期中に中期答申を取りまとめるのが通例となっています。我々、現委員の任期は、来年半ばまでとなっていますが、今般の骨太の方針も踏まえ経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しについて、来年中長期答申を取りまとめるべく、これから検討を開始することとしたいと考えていますので、よろしくお祈りします。

それで、この政府税調の卒業論文のようなものですが、中期答申に向けた今後の検討課題について申し上げますと、先ほどのとおり骨太の方針では、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進めるとされています。

ここで、主要税目について考えてみると消費税については、社会保障・税一体改革が、そして法人課税については、成長志向の法人税改革が既に進行中となっています。そのようなことを受け、骨太の方針においては今後の改革の中心が、個人所得課税とされているわけであり、この点を踏まえると、政府税調における残された検討の中心テーマは個人所得課税になるのではないかと考えています。

また、その検討に当たっては全体として増税を目指すということではなく、あくまで税制の構造を改革するという観点から、税収中立という考え方を基本として総合的かつ一体的に税負担構造を見直すとされている点に留意してここでの議論を進めたいと思います。

そこで、当面の進め方についてですが、昨年11月に取りまとめた個人所得課税改革に関する論点整理において、その末尾の部分で、今後は社会経済の構造変化に関連する諸データと書いてありますが、諸データの分析や、有識者からのヒアリングを行い、社会経済の構造変化の実像を改めて把握しながら、所得税、個人住民税のあり方について幅広い観点から検討を進める必要があると書いたわけですが。

また、先ほどの骨太の方針の方でも、人口動態、働き方、稼ぎ方等、経済社会の構造が大きく変化する中、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを行うべきであるとされています。

したがって、今後この政府税調において中長期的な視点に立った税制のあるべき姿を検討していくに当たり、まず、この四半世紀の間に我が国を取り巻く経済社会の構造がどのように変化してきたのか、変化しているのか、その結果税制との間でどのようなミスマッチが生じているのか、これらを踏まえ今後の税制をどのような方向へと見直していくのかについて、多角的に議論していく必要があると考えています。

そのような議論の前提として、まず、様々な観点から基本的なファクトやデータの

確認を行うことが必要であり、また、租税、財政分野に留まらず幅広い有識者からのヒアリングなども交えながら構造変化の実像の把握に努めていくこととしたいと思えます。

なお、お手元の資料にもあるとおり、諮問会議における骨太の方針の議論の過程においても、内閣府において最近20年間における受益と負担の変化について分析を行っていますが、政府税調としてはそのような内閣府の分析も含めて幅広く、丁寧にデータの確認を行いたいと考えています。

今私の考えを申し上げましたが、今後の運び方についてはこのような考え方でよろしいでしょうか。

梅澤特別委員、お願いします。

○梅澤特別委員

中里会長への質問でもあり、恐らく新浪特別委員への質問にもなるかもしれませんが、稼ぐ力を高めて成長志向の税制改革ということで、法人税改革に関しても一通り議論し政府税調の方針も受けて、政府の意思決定もいただきここまで来たということは大きな前進だとは思いますが。

一方で、改革の基本方針の第2章のところを拝見しているのですが、例えばサービス業の生産性向上あるいは対日直接投資あるいは農林水産業の改革、さらにはイノベーションの加速化と、この辺りのことを考えると20%台の後半に数年かかってようやくたどり着くという法人税の引き下げスピードで本当にインパクトがあるのかという論点や、あるいは課税ベースの拡大は、今回の取り組みで本当に拡大したことになるのかという論点など、そもそも安倍政権が立ち上がったときに掲げていた話の一つは起業率を5%台から10%レベルまで上げる、言い換えると、経済の新陳代謝を加速化し、それをイノベーションの起爆剤にしようということだったと思います。

これを実現できるような前進を我々はしているのか。していないとしたら、税制の面から、そこに手当てをすることができないのか。さらに言うと、地方創生の話もこれは日本にある企業を地方に移転をしたらインセンティブを付けるという国内の再配分の話をしているわけですが、本来行わなければいけないような対日直接投資をどのように増やしていくか、それを地方にどのように持っていくかという話のような気がします。

そのような手当ては打たなくてよいのか。個人税制に関して、今後議論をしっかりとしていこうというのは全く賛成なのですが、法人税制のところはこれで我々はもう仕事をしたことになったという整理でよいのかということを確認いただきたいと思います。

○中里会長

新浪特別委員、お願いします。

○新浪特別委員

成長戦略そのものに関わる話であるため、話をすると長くなりますが、成長戦略そのものは日本再興戦略の再度焼き直しで行っているわけですが、法人税に関しては、これを実行していくことが第一であり法人税そのものだけでFDIが上がる話でもなく、やはり雇用の問題など幾つか問題点もあると考えるわけです。あくまでも税収中立を前提に法人税をまず下げていくことが重要であるということ。

さらに、投資減税も相当行っているため、むしろ民の方に積極的に、政権と民との間でより投資してもらうためには、何をすればよいかというような直接対話も設けていくということで聞いているため、むしろ、官邸の方からこのようなことも考えて欲しいということはあるかもしれない。全てが法人税で済む話ではないのだろう。先ほど申し上げたように、若い方々がいわゆる様々負担が多くなっている。そのようなものをどのように軽減し、一方で負担を軽減するとしたらどこから持ってくるのか、早期に行わなければならないことだと思えます。

あれもこれも全部となると、政府税調そのものが回らなくなってしまうのではないかと、現実的などころに落とし込むと先ほど中里会長がおっしゃった路線なのだろうと思うわけです。

様々なインセンティブを付けたり、ディスインセンティブを付けることによって経済活動が変わるとその部分は承知しているため、産業競争力会議等もそちらの方でフォローし、一方で場合によってはこのようなことも考えて欲しいと、突然のように官邸から降ってくる可能性もあると。このように考えていますが、今は先ほどの中里会長のお話のベース、基本路線で行っていく方向ではなく早く成案を得るような方向へ集中していくということではないかと思えます。

○中里会長

私の方からですが、法人税については、昨年大田委員を中心に随分インテンシブな議論をしてかなり時間をかけた上で本格的な取りまとめが官邸に提出できたと思えます。

今新浪特別委員がおっしゃったように、これについてまず実行していただいとすることが第一であり、その上でファクトの再確認ということがやはり重要で、それをないがしろにして何もかもというわけにもいかないところが中長期的かつ専門技術的というこの審議会の役割としてあると思えます。

成長路線における税制の役割ということについては、恐らく様々な考え方があると思えます。

それで、骨太の方針の方では経済再生と財政健全化を共にというように書いてあり、これはなかなか含蓄の深い言葉ですがどちらも大切というのは、ある意味当然のことです。新浪特別委員もいらっしゃいますし、様々な御要望なども受けながら、今梅澤特別委員がおっしゃったようなことは非常に大切でありそれを無視することなくしっかり行っていくということでそのファクトを整理し、今後どのようにしたらよいかと

いうことで、まずは所得税を中心にそして法人税についても場合によっては行うということもあるのかもしれませんが。今後の状況に応じて行うということ、いかがでしょうか。もちろん、いつでもまたおっしゃっていただければ対応いたします。

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

骨太のところで改革の基本方針の中の五項目、いずれも妥当なことであり、これを行っていかねばいけないのですが、何を基準にするかによって、結果が大分違ってきてしまいます。例えば法人税でいくと、国際的に租特になっているものと本則に入っているものとは大違いで、そのような構造自体を変えていく必要があると思います。

したがって、やはり世の中誰と競争しているのかをしっかりと見極めた上で、何をどのように直していくべきかについても、先ほどファクトという話がありましたので、是非検討を行っていただきたいと思います。

さらに、法人税はこの2年間で4,200億円、先行減税となりますが、この平成27年度にある程度議論をした上で平成28年度以降を決めなければ、その先が見えてこないため是非しっかりやっていきたいと思います。是非その点も中里会長の方には御留意をいただきたいと思います。

それから、とにかくここに書いてある若年層の話にしても、働き方の話にしても、どのような社会を作るかということ为先にある程度念頭に置いておかなければ、ターゲットが全然違うことを皆が議論をしても絶対にまとまった答えにはならないと思いますので、是非その辺りのコンセプトを先に上手く立てていただきたいと思います。それが、政府税調だけでできるのかどうかよく分からないですが、やはり上位概念があつての下位の実際の仕組みだと思いますので、是非お願いしたいと思います。

また、歳出は政府税調的には余りそぐわないですが、新浪特別委員がいらっしゃるということで少し言いますと、この専門調査会、非常に具体的にフォローしていただければと思いますので、よいと思います。私が経済財政諮問会議の議員だったときには、OMBやCBOのような、しっかりとした形で専門の方が定常的にいて、税金の使われ方を有効か、有効ではないかというようなどころまできちんとフォローし、歳出に関して様々な権限を持っている組織でフォローを行えば良いのではないかという話もしましたが、専門調査会がどこまで権限があるのかよく分かりませんが是非実効的な成果を出していただきたいと思います。

○中里会長

新浪特別委員、どうぞ。

○新浪特別委員

42ページ目にあるとおり、幾つかの考え方はあると思いますが、子育て、いわゆる少子化対応を結構突っ込んでしなければいけない。しかし元々、制度の体系が夫婦共

稼ぎになっていないのではないかと。まさに、基本的な社会は、夫婦共稼ぎで子育てもしやすい社会という姿ではないかと、ここまで結構踏み込んだわけです。それが良いか、悪いかという議論もあるでしょうが、このような社会が良いのではないかと。そして、働き方に中立的で、安心して子育てができると、ここまで踏み込んでこのような社会が是としてあるべきではないかということが、経済財政諮問会議で議論され、是としたわけです。

つまり、今佐々木特別委員がお話になった、どのような社会かということは、実は骨太方針のなかにおいて、どのような社会かということも規定しているのです。したがって、あえてそこで様々なことはあると思いますが、本当にそうなのかということもある程度はあるかもしれませんが、どのような社会があるべきかということはある程度議論しました。今までそのようなことはなかったかもしれませんが、そろそろこのような社会を作っていかなければ、子育てもできない。本当に共稼ぎができる社会にして、女性の方々にもっと働いてもらい、また、働きたい方が働けるようにする社会にしなければいけないのではないかと。そして、格差という問題が出てきて固定化しないように若い方々に光を当てる社会を作ろうということの一つ規定しています。

どのような社会を作るかということは、ある程度、このような方針のもとに議論していただきたいというのが骨太の方針に書いてあることです。様々なお話もあるかもしれませんが、どのような社会を作るかという前提をある程度議論したつもりです。

それと、専門調査会についてはこれから行うのですが、今回の歳出計画に関しては甘いのではないかなど様々なこともおっしゃられています。これからKPIを設置し、3年目の1%を目指して総理に対して、直接何が問題でありどうすべきだということが専門調査会から上がり、経済財政諮問会議経由で話をしていく。最終的にはやはり、総理に決めていただくために、詳細にデータも見ていく。そのような意味では権限云々というよりも、最後はやはり経済財政諮問会議で総理に決めていただくベースを作るための役割だと考えています。

○中里会長

私が先ほど申し上げた大まかな方向についての確認だけお願いしたいと思いますが、様々な御要望、御意見等は皆様からお聞きしながらということですが、これについては委員の皆様よろしいですか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

確認したかったのですが、先ほど中里会長の方から、来年6月に中期答申をまとめるという話と、骨太の方針の方で23ページ目にある政府税調を中心に具体的な制度設計の検討に速やかに着手するというこの関係なのですが、仮に個人所得課税を中心に議論するとして私たちのゴールは、来年の6月だと思えばよいのか、あるいは速やかにやるようにと言われているので、やはり来年度の税制改正も念頭に置けば年内にと

ということになるのか、この辺りのスケジュール感はあるのかということが一点質問です。

そして、個人所得課税であるため確認なのですが、所得税に加え当然個人住民税など地方税の部分も含めて議論をするということであれば、下にいつもついている地域の税源の偏在の是正の話とも絡んでくるので、個人所得課税のスコープ感というのはどうなのか。これが二点目質問です。

○中里会長

もちろん、これからお話ししていくことであり、私一人で決められる話ではありませんので、今私が漠然と思っていることだけ申し上げますが、一番の目的は任期等の絡みもありますが、やはり来年の夏に中期答申をまとめる。これが一番大きな作業になってくると思います。

ただ、秋頃までにインテンシブに議論した後何もしないというわけにもいかず、これは状況を見ながら、場合によっては中間取りまとめのようなものもあり得ると今は考えております。

佐藤委員、よろしいですか。

○佐藤委員

はい。

○中里会長

今の大体の方向、これから御意見や御要望をお受けしますので、一応御了承いただきたいということをお願いいたします。

その上で高田委員と佐々木特別委員から、御発言が出ていますので、まずは高田委員、お願いします。

○高田委員

中里会長がおっしゃった、これからのプロセスというところに、私も全く異論はありませんしそのような方向でよいと思います。

ただ、普通の意識から考えてこの政府税調は、最後の回があってから1年近く経ったわけですが、その間の一番大きな、恐らく税に関する議論ということになると、消費増税が1年半先延ばしになったということだと思います。

もちろん、先ほどの法人税改革と同じように時間をかけて行うと思っているわけではないですが、現状の税体系を考えると、消費税の部分が一番大きいわけですが。もちろん消費税は先ほど中里会長からもお話がありましたように社会保障との一体改革の中での議論であるため、この場で行うということではないと思います。しかし、2017年4月に向けた着実な実施というのでしょうか、これが大きな税体系の中の柱であるということの確認のようなものは、やはり非常に重要ではないか。

そのような意味からしますと、もちろんこれからの議論ということで、個人所得課税のところを中心に行うということは私も全く異論はありませんし、今、柱のところ

の議論も重要だと思いますが、その辺り全体の最初のあり方のようなところに関してはまさしく全体の経済政策の中でここでしかなかなか議論ができない部分というものもあると思いますので、そのような配慮というものも若干必要かと思い、あえて発言させていただきました。

○中里会長

消費税のことについては、再来年の4月1日からということで、これは先ほど江島課長の御説明にあるとおり法律がそのようにできているので、もうできている法律についてあれこれという必要はすぐにはないと思います。

それから法人税についても先ほど御説明がありましたが、年度改正でここまで31.33%にまで引き下げるといふところまでは決まっているため、次にどうこうするといふことについての議論はもちろんあるかもしれませんが、高田委員が御心配なさるようなことにはならずもう決まっていることであるため、それを前提としながらまた考えていくということになると思います。

中期答申では、様々なことも取り入れられることになると思いますので、御意見や御要望はその都度お寄せいただければ御心配なさらなくても大丈夫だということです。

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

質問ということではなくコメントなのですが、先ほど新浪特別委員の方からお話があったように、42ページ目の五項目というのは、定性的には皆様理解されていると思います。

しかし、日本の今の財政状態でいくと、スウェーデンになれるわけでもなく、子育てを含む家族関係社会支出のようなところもフランス並みに出せるわけではないです。

そうすると、皆言っていることは同じでもどの辺を狙うのかということがはっきりしない限り、実は税制の中で何ができるかという話も余りはっきりしないため、先ほどのファクトをしっかりと把握した上でターゲットをどのようにしていくかという話を少しまとめて、あるべき姿というものを皆が共有していなければ、グレーゾーンが大き過ぎてなかなかまとまった議論ができにくいと思います。それから、今中里会長の方からお話がありましたように、法人税の話は先ほどコメントしたように、先のことを議論しなければ結論が出ないです。2年分しか決まっていないので、是非余り遅くならない範囲で議論を開始していただけるとありがたいと思います。

○中里会長

田近委員、お願いします。

○田近委員

せっかく新浪特別委員もいらっしゃって、今日は骨太の資料を羽深統括官に説明いただきましたので、これに対しての感想と今回の政府税調とどのように関係するのかを述べたいと思います。

骨太の方針の25ページ目は私が非常に興味のあるところで、相当この財政再建が骨太に書かれた内容でも実現するのは大変厳しいということをもまず言いたいです。様々な議論があって、2018年までの3年間のゴールを定めよう。中間目標を定めて、2020年のゴールに向かおうということです。2018年の時点で国、地方のプライマリーバランスの赤字をGDPマイナス1%にしよう。これが注釈に書いてあります。羽深政策統括官は注釈までお読みになりましたが、国の一般歳出に落としていくと余り余裕はなく過去3年云々と書いてありますが、これから3年で一般歳出を1.6兆円程度増やせます。ただ、高齢化要因があるため、毎年自然増収1兆円と言われているものを仮に5,000億円に落としても、5,000億円の3倍で1.5兆円。1.6兆円をこれから18年までに歳出を増やせるとしても、相当切っても1.5兆円しか相当厳しくして1.5兆円。そうすると、残りは1,000億円しかないため、実質的にはないということになると、「ただし、各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する」と書かれていても、数合わせをするとなんが柔軟なのか。これは税収が上がったら補正予算で手当てをするということではないです。そうすると実態的には相当厳しい。

一方経済予測としては、経済再生ケースで名目3%、実質2%であり、かなり税収は上がります。一方で税収は上がるとしてきて、それでも2018年にしたということもそうだと進めて、そうすると1.6兆円イコール1.5兆円プラス0.1兆円ですからやることは大変厳しい。

では、政府税調との関係でどのように議論が進んでいくのかと思うと、だから増税という議論ではなく、やはりここで触れていない社会保障における社会保険料を見直すと言いますか、引き上げていくというのも選択肢で入らざるを得ないと。それはもちろんジェネリックも重要であり、様々な工夫をして病院の病床のコントロールも必要ですが、この議論としては、ここで触れていないですが国民に社会保障の対価としての社会保険料をどのように考えるかという議論はあるのだろう。

新浪特別委員に申し上げたかったことは、相当に厳しいことを書かれたので是非しっかり頑張っていたいただきたいということです。

○中里会長

新浪特別委員、どうぞ。

○新浪特別委員

税に関係するところと、社会保障全体、いわゆる厚生労働省が行っている部分と一緒に合わせながら行っていかなければいけないところがあるということで、政府税調においてもそのような視点も入れて議論していただければよいと思います。

ただ、健康保険料についてはむしろ上がっていくことが実質賃金の上昇を抑制してしまう効果があるということで、この辺をいかに少なくしていくか。そのためにも、例えば都道府県や地方自治体を見ていくと、多く使ってしまったところとそうではないところとを、上手く行っているところとそうではないところへのインセンティ

ブ設定をしっかりするなど、3年間でどこまでできるか。専門調査会は大変重荷はありますが、おっしゃるようにいかに保険料を上げないような方法があるかということも一方で考えなければいけません。

消費税も将来的には上げられる経済を作っていかなければいけないというのは2020年以降も考えていなければいけない。実質2%の経済成長を実現していくところにもっと力を割いていかなければいけない。一方で無駄なものは何なのか。無駄なものを削減したときに民需が本当にその部分をカバーしてくれるかどうか。佐々木特別委員に是非問いたいのですが、もっと民間がお金を使ってよいということでこの合わせを全部行わなければ上手くいかないという話はその通りであり、大変難しいチャレンジです。

しかし、ここまで財政の負担を積み上げてしまった。これも20年間に渡ったデフレ経済から、本当にデフレを脱却していればある程度の解決策はできると思いますのですべきことはするのですが、やはりこれは民間の投資ができる経済を作っていくという別の観点から考える。そのような意味では、投資減税などももっと活用し、民間がお金を使おうという社会に変わってくる。これは2018年をして、より民間にお金を使ってもらえるようにしたいということを考えていかなければいけない。

このようなことも骨太の中で議論をされ、本来国が出てきてお金を使えというのも、これは資本主義経済ではおかしい話で賃金もそうであったわけです。しかし、デフレがゆえになかなかお金を使わなかった。そこに少し背中を押し、2018年以降、より民間からお金が流れていく経済、正のサイクルを回していくことが必要だと思いますので、国だけではなく政府だけでもなく、民間と行う。そのような意味では、佐々木特別委員には是非経団連を中心にお金をたくさん使わせるという提案をしていただきたいと思います。

○中里会長

それぞれの組織、個人には権限の分配という問題があります。私は法律家ですから気になるのですが、ジュリスディクションと言いますか、管轄の問題もありますのでどこまで発言できるかということはもちろんあると思いますが、そうは言っても他の審議会や組織体に要望するというのはもちろん出せるのではないかと思います。必要に応じて、そのようなものも含めて行いましょう。

今のようなとても幅広の議論も含めてフリーディスカッションの時間を用意していますので、それに入る前に事務局から後半のフリーディスカッションのための準備作業として経済社会の構造変化についての資料説明を用意していただきましたので、これをまずお聞きしそれからフリーディスカッションに入ります。

経済社会の構造変化についてはマクロ面の変化とミクロ面の変化の両方があると思いますが、本日はまず事務局からマクロ面における構造変化について、データの説明をいただきたいと思います。

○江島主税局調査課長

総13-5の資料を御覧下さい。

まず、1ページ目を御覧下さい。今までの話と若干重複する部分がありますが、御辛抱いただければと思います。骨太の方針です。ここに示されているとおり、歳入改革を基本的な考え方として大きく二つの観点が示されています。

一つ目に持続的な経済成長を維持・促進するという観点。そして、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する。二つの観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進め、その中で将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることによって経済成長の社会基盤を再構築する。一つ目です。

二つ目に i)、ii)、iii) とありますが、低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し、働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保、そして、世代間・世代内の公平の確保など、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しをするということで、政府税調を中心に具体的な制度設計の検討に着手するということになっています。

先ほど中里会長から経済社会の構造変化について基本的なファクト、データの確認を行うというお話をいただきましたが、この骨太の方針に沿って申し上げますと、一つ目の持続的な成長の維持・促進。成長を阻害しない安定的な税収基盤の構築という二つの点については、税体系全般に渡るものでありマクロ面から見た日本経済全体のモノやカネの流れ、すなわち経済の循環について把握する必要があるので後ほど御説明させていただきます。

また、二つ目の i) から iii) に掲げられた三つの観点については、国民一人一人を取り巻く環境の変化、すなわちミクロ面での話になりますので、これらの変化については次回以降、人口、世帯構成、働き方等々といった観点からファクトやデータについて御説明させていただく予定です。

これらの変化について我々としては二つの点に注意をして整理させていただきたいと考えています。一つ目は、税制は社会を支えるインフラであり経済社会の構造変化とは切っても切り離せない相互依存関係にあるものですので、税制に直接的に関係しているであろう変化のみならず、間接的に関係しているであろう変化も含めてマクロ、ミクロ両面から広く構造変化を俯瞰していくことが重要と考えています。

二つ目として、ここ2、3年の日本の現状を見るといわゆるアベノミクスを背景に雇用環境や企業経営など経済社会の随所に明るい兆し、あるいは変化が見られるようになりましたが、一方、この政府税調における議論では、足元の動きのみならずこのおよそ四半世紀という中長期における日本の構造変化のトレンドを見ていくことが重要であると考えています。すなわち経済社会の構造変化については全体を幅広く俯瞰しつつ中長期的な視点から整理し、次回以降も含めて御説明させていただきたいと考えています。

2 ページ目、太字の部分にありますとおり、税体系全般に渡るオーバーホールを進める中では、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てるといふこととされており、特に夫婦共働きで子育てをする世帯にとって働き方に中立的で安心して子育てできる、格差が固定化せず若者が意欲を持って働くことができ、持続的成長を担える社会の実現を目指すといふことにされています。

このような構造変化は国民一人一人を取り巻く環境、個人に関わるものであり、見直しの焦点はおのずと個人所得課税といふことになるのではないかと考えられますが、この骨太の方針では、最後の2行にあるとおり、税収中立といふ考え方を基本とし総合的かつ一体的な税負担構造の見直しとされています。

3 ページ目を御覧下さい。こちらは今までの議論で何回も出ている五本柱ですので、説明は省略させていただきます。

4 ページ目を御覧下さい。これは表題にあるとおり、昨年11月におまとめいただいた政府税調の第一次レポートです。

一番下の太字ですが、「社会・経済の構造変化に関連する諸データの分析や有識者からのヒアリングを行い、社会・経済の構造変化の実像を改めて把握しながら、所得税・個人住民税のあり方について、幅広い観点から検討を進める必要がある」といふことが宿題として残されています。今御紹介がありましたが、骨太の方針の方向性とまさに軌を一にするものであると考えています。

5 ページ目を御覧下さい。マクロの話に入る前に、これまでの我が国の税制改革の取り組みのうちこのページでは国税について主なものを取り上げています。この表にあるとおり、平成6年度には消費税率が3%から5%に上がるといふことで、消費税、個人所得課税、相続・贈与税など税制全般にわたるパッケージとしての抜本改革が行われています。それ以降も様々な税制改正が行われて現在に至っています。他方、この間、上の黄色い矢印にあるとおり人口が減り始める人口減少あるいはグローバル化といった重要な構造変化が生じています。このような変化に果たして社会のインフラたる税制がきちんと対応したものとなっているかどうか。骨太の方針や先の第一次レポートではまさにその点が問われているのではないかと考えています。

近年、経済社会の構造変化での税制面での対応といふことだと、例えばこのページの右上にあるとおり、社会保障・税一体改革が進んでいます。これは人口減少、高齢化といふ不可逆な構造変化の中で働く世代に負担を偏らせることがないよう、持続的な社会保障制度を作っています。プラス財政健全化を果たすために行われています。また、グローバル化が進み国際競争が益々激しくなる中で、企業の稼ぐ力の向上を後押しするといふ成長志向の法人税改革が進められています。

さらに、グローバル化への対応といふことでは右下に黄色くしてありますが、BEPSプロジェクトへの対応なども重要な取り組みと位置付けることができると考えます。

このような中で、個人所得課税、資産課税については、このページにあるとおり平

成25年度税制改正で所得再分配機能の回復ということで、最高税率の引上げなどが行われましたが、他方、働き方の選択に対して中立的な税制ということでは、議論が途中になっています。また、骨太の方針でも示されているように、これまでのマクロ、ミクロ両面での変化に個人所得課税が果たして適切にフィットした負担構造になっているか改めて検討していく必要があるものと考えています。

次の6ページ目は同じような切り口で地方税について整理したものです。後ほど御説明があるかと思しますので、お進みをいただきまして7ページ目です。ここからは先ほど申し上げたとおり、マクロ面から見た我が国の経済社会の構造変化である経済循環の変化について御説明します。このページのフローチャートは、平成6年度の先ほどの税制抜本改革が決定されて以降、すなわち平成7年から足元の平成25年までの経済の循環の変化を示したものです。少々入り組んでいますので、ポイントを絞りながら御説明申し上げます。

まず、左から二番目の青い箱ですが、GDPにつきましてはこの20年の間に502兆円から480兆円へと22兆円減少しております。これは内訳にも書いていますが、外需、そして消費や投資といった民需が減っていることが影響しています。他方で政府の支出たる公需は増加しているところです。

次に、このGDPの果実が家計の賃金や法人の利益にどのように分配されたかを示したものがその右側に進んだ政府、家計、法人の四つの四角形になります。

まず、法人ですが、下側のオレンジ色のラインです。営業余剰は54兆円から56兆円。ほぼ横ばいである一方で、家計への分配であるサラリーマンの賃金や自営業の方の所得などを示す緑色の雇用者報酬等というところは310兆円から285兆円と26兆円減少しています。

さらに、緑色の四角の家計を横に順に御覧いただきますと、まず、雇用者報酬等からは直接税が26兆円、保険料、これは事業主負担分も含めてですが、59兆円が支払われていることが分かります。これらは主に若い世代、現役世代が負担しているものと考えられ、家計からの支出として政府への収入へと移るものですが、他方で主に高齢世代への年金などの形で66兆円が政府から家計への支出ということで移ってきています。これにより、家計への雇用者報酬等が26兆円減少ということですが、家計が自由に使える可処分所得は14兆円の減少で抑えられています。

また、この可処分所得からどの程度が消費に回り、どの程度が貯蓄に回っているのか。さらに右の緑色の箱を御覧いただきたいと思いますが、可処分所得が減少しましたが、消費はむしろこの数字でいきますと273兆円から286兆円へと13兆円増加しています。これはその下に赤い文字がありますが、平成7年当時は1年間に29兆円のお金を貯蓄していたということですが、足元ではむしろマイナス1兆円になっています。すなわち日本経済全体として貯蓄が低下し、消費に充てられるという姿になっています。

次に、オレンジの法人のラインですが、営業余剰は先ほど申し上げたとおり横ばいですが、オレンジ色の左から三つ目の四角にある貯蓄等、これは大まかに税引き後利益とイメージしていただければと思いますが、15兆円から39兆円へと大きく伸びています。その後この利益がどのように使われたかを見ると、右側の矢印の「(純)投資等」と書かれたところですが、これは法人が行った設備投資から減価償却を除いたもの。そこに土地の購入や在庫品の増加などを調整したのですが、書いておりませんが平成7年当時は、投資は77兆円、償却が62兆円ということで償却を大きく上回る投資が行われ全体として19兆円となっています。これは足元では投資70兆円、償却67兆円となり全体として1兆円まで減少しています。したがって、貯蓄から投資を除いた残りの部分、すなわち「純貸出」と書かれた部分を御覧いただくと、38兆円が法人の資金余剰となっている姿となっています。

政府については上のグレーの部分ですが、GDPからの分配である間接税、これはプラス4兆円となっている一方、家計や法人から入る税金である直接税は減少しています。また、保険料は15兆円のプラスとなっていますが、他方で年金などの社会保障給付は26兆円のプラスとなっており、これ以外の出入りも含めると政府が自由に使える可処分所得は87兆円から72兆円と15兆円のマイナスとなっています。さらに政府の支出を言うと、右側の「(純)投資等」と書かれた公共事業などの投資的支出は25兆円から4兆円と減少する一方で、その左側の消費的な支出は81兆円から106兆円へと25兆円増加しています。したがって、これらの財源を賄うため借金をしているわけですが、これが右側の「純貸出」と書かれた四角にあるように、平成7年当時は21兆円、これが足元ではマイナス41兆円に拡大しているということです。

このように20年の間で家計、法人、そして政府の活動には大きな変化がありました。骨太の方針では、持続的な成長の維持・促進、成長を阻害しない安定的な税収基盤の構築ということが掲げられていますが、果たして人口が減る、あるいはグローバル化が進むといったこのようなマクロの経済循環の姿のままで成長、これを持続的に高めていくことができるのか。また、現状あるいは将来への循環のファクトと踏まえ、税体系全般をどのように見直していけば成長を阻害することなく安定的な税収基盤を構築することができるのかといった点については、御議論いただくことが重要であると考えています。

続いて、8ページ目は名目GDP。9ページ目は海外まで視野に入れたGNIの資料ですが、これは後ほど御覧いただければと思います。

10ページ目ですが、前の資料でも御説明したとおり所得税の一体改革あるいは法人税改革という大きな改革が進められておりますが、この二つの大きな改革が進められる中で、個人所得課税の見直しを考えていく中で、対象となる家計がどのように変化しているのか。これをこのページ以降で御説明したいと思います。先ほどのフローチャートで家計で出てきた雇用者報酬等というものはサラリーマンの賃金だけではなく、

自営業者の所得のほか事業主負担分の社会保険料も含まれていますが、10ページ目のグラフはそのうちの賃金だけを取り上げて、マクロの総量の推移をあらわしたものです。水色の棒です。足元、一番右端では、アベノミクス効果もあって208兆円となっています。これは数字は書いていませんが、前年の2012年度の206兆円と比較して2兆円程度は増加しています。ただ、中長期的なトレンドとして見ると、1995年、赤丸の横であります233兆円を基準としますと、25兆円減少していることが分かります。この背景ですが、一人当たりの平均賃金が低下している影響もありますが、そもそも生産年齢人口の減少を背景とした従業者数、働き手の数に低下圧力がかかっていることも要因として挙げられるのではないかと思います。この点、政府は政労使会議などを通じて賃上げということを進めていますが、他方で働き手を増やすという観点からは、例えば女性や高齢者の活躍を促し、それを下支えすることで、マクロ経済全体で賃金の上昇、消費の増加という好循環を実現していくことが課題ではないかと考えています。

次の11ページ目を御覧ください。「家計の可処分所得の推移」というタイトルですが、先ほどのフローチャートでも出ていましたが、可処分所得の推移です。1995年と2013年の両方をにらんでいただくと、賃金等は310兆円から285兆円と25兆円減少していますが、そこから抜かれる、控除される社会負担、保険料などが62兆円から72兆円に増加する一方で、社会給付、すなわちこれは年金給付などですが、これは56兆円から83兆円に増加しています。これらを差し引きした可処分所得ということで行くと、302兆円から288兆円ということで、14兆円の減少に抑えられている姿となっています。

次の12ページ目を御覧下さい。可処分所得と最終消費支出という緑と赤のラインを両方並べておりますが、可処分所得の低下が抑えられている中で消費がどのように推移しているかを示したグラフです。フローチャートでも申し上げましたが、可処分所得は若干ながら低下しているにも関わらず、赤いライン、消費は1995年の273兆円から286兆円へと増加をしています。その背景には、実は貯蓄の減少があります。貯蓄のピークは1992年、赤丸をしている43.2兆円ですが、足元ではマイナスに転じています。

その要因分析で13ページ目をお願いします。「貯蓄の推移と要因分解」ということで、平成6年を原点として、プラスの寄与、マイナスの寄与を分解して示したものです。1995年には1年間で30兆円程度貯蓄をしていたと申し上げましたが、なぜ足元ではゼロ近傍まで低下してしまったのかということです。この絵ですが、水平に引いたゼロのラインよりも上がプラスの寄与、マイナスの寄与が下ということですが、まず家計の消費が増えたこと自体、これはこの絵でいくと緑色のところですが、この低下分が17兆円ということです。加えて賃金が減少したこと。このグラフでいくと水色の部分、これがマイナス23兆円の寄与。加えて社会保険料が増加したことの影響。これは薄紫のバーですが、これがマイナス18兆円、それぞれ下押し圧力がかかったことが分かります。他方で、ゼロよりも上の部分ですが、年金などの社会給付が29兆円、所得税など直接税の減税や減収で6兆円の下支え効果が結果としてあったと分析されます。我

が国のGDPの6割は消費ということで経済に大きな影響を及ぼしますが、これまでの説明をまとめて申し上げますと、消費のもととなる可処分所得は年金などの社会保障給付で下支えされている。ところが、その年金の財源は主に現役世代が負担する保険料で賄われている。また、可処分所得で足りない部分については貯蓄の減少、これはすなわち将来の成長に必要な預貯金などのストックの増加を犠牲にするとといったことで支えられていると捉えることができると思います。

日本の消費は年金などの社会保障とその裏にある若い世代の保険料、そして貯蓄低下で支えられている脆弱な構造になっていると考えられると思います。果たしてこのような姿のままで骨太の方針にある持続的な成長の維持・促進あるいは我が国の税体系が現状の経済循環にフィットして、成長を阻害しない安定的な税収基盤の構築に繋がっていくのかどうか今後検討を議論していただく必要があると考えています。

次回以降については、ミクロ面、人口動態、世帯構成といった構造変化について御説明する予定ですが、本日のマクロ面での変化も念頭に置きつつ御議論を賜ればと考えています。

なお、14ページ目以降には政府や法人についての資料あるいは海外の関係、経常収支の推移を示した資料を付けていますが、時間の都合上省略させていただきます。

○中里会長

地方税の資料もありますので、総務省から補足があればお願いします。

○開出自治税務局企画課長

総13-5の資料の6ページ目を御覧ください。

「これまでの地方税制改革の取組と今後の方向性」ですが、上から2段目、法人課税については、今までの大きな動きとして中央の欄、平成16年の外形標準課税の導入、偏在是正の観点から平成20年、地方法人特別税・譲与税の創設等が行われています。

一番右ですが、偏在是正の観点から平成26年改正において、法人住民税法人税割の交付税原資化。地方法人特別税の縮小が一体的に行われたところです。

また、先ほど御説明申し上げたとおり、平成27年税制改正において法人事業税の所得割の税率引き下げ、外形標準課税の拡大等が行われており、今後も成長志向の法人税改革を継続していくということです。

その下、個人所得課税について大きな動きとして真ん中の欄の○の三つ目ですが、平成19年、国から地方への3兆円の税源移譲が行われ所得割について10%の比例税率化が行われたところです。今後、国税とともに個人所得課税についても地方において見直しを行うこととなりますが、個人住民税については、地域社会の会費的性格を持つものということで、所得割の税率も10%の比例税率になっています。また、個人住民税の課税、非課税の区分が社会保障制度の負担の基準等にもなっていますので、それらとの整合性もとった検討が必要ではないかと考えています。

一番下の資産課税、固定資産税等については、一番左にあるとおり、平成6年

には、評価の均衡化・適正化の観点から7割評価が導入され、住宅用地特例等について軽減措置を講じる等の大きな改革が行われました。その後、順次、負担水準の均衡化を図る観点から、負担調整措置の見直しを行っていましたが、一番右にあるように、住宅用地については据置措置の特例が平成24年改正で廃止されたということです。固定資産税については、個人住民税と並び今後の社会保障制度を担う市町村の基幹税であるということであり、今後のあり方について検討が必要ではないかと考えています。

○中里会長

先ほども申し上げましたとおり、骨太の方針では今後の歳入改革に向けた重要な視点の一つとして持続的な成長と安定的な税収基盤の実現が挙げられているため、その議論の前提として今江島調査課長から説明があった、税制とは切っても切り離せないマクロ経済全体のモノとカネの流れについてしっかりと分析検討し、我々委員の間でこれを共有していくことが重要だと思います。

これも先ほど申し上げましたが、骨太の方針では、個人所得課税が今後の改革の中心である、このようになっていることも併せて頭の中に入れていただけたらと思います。

それでは、ここで一旦休憩に入ります。休憩をとった後、各委員の皆様からは自由な意見をお伺いしたいと思います。事務局説明に対する御質問や御意見、または今後の議論の進め方に対するコメントなど、どのような点に関してでも構いませんので自由にお考えをお話しいただきたいと思います。

(休 憩)

○中里会長

前半の最後にお話ししましたが、骨太の方針、先ほどの私の言い方も悪かったのですが、改革の中心は個人所得課税だけではなく資産税や地方税ももちろん入ってきますので、それを頭の中に入れた上で今後の政府税調の進め方を考えましょう。事務局から御説明いただいた経済社会の構造変化の実像に関して皆様から積極的に御発言いただければと思います。

秋池特別委員、お願いします。

○秋池特別委員

今回、五つの改革の方向性が提示されており、先ほどの総13-3の資料の42ページ目ですが、このことはいずれも非常に納得感のあることだと思います。このような中で少し思ったことは、二番で若年層を中心とする低所得者層に対してですが、例えばこの層の税の負担が相対的に重いというようなことでそれを見直すということもあろうかと考えているのですが、そのことがむしろ余り勤労意欲に繋がらないようなこと

であってはいけないと思います。やはり若い方で親御さんのもとにいて、それほど収入を得なくても生活し続けられるというような方もおられると思いますが、もちろんそれは気の毒な状況であるということも言えるわけですが、税の負担が軽くなることでその生活にまた多少なりと安心してしまうということもあってはいけないため、是非多くの方が働く気持ちを持つような改革でありたいと考えます。

○中里会長

井伊（重）委員、お願いします。

○井伊（重）委員

マスコミの立場でこの会議に参加させていただくことになりますが、まず財務省を15年ほど前まで担当してきましたが、基本的に行っているテーマというのは変わっていない。やはり所得控除をどのように変えていくかというところを当時からずっと議論されていたように思います。特に配偶者特別控除の見直しは実現されましたが、当時から配偶者控除の問題はテーマアップされていたものの、まだ具体的な改革には至っていないというところ。せっかくこのような良いチャンスであるため、今後の経済社会の活性化というところからも是非実現していくべきテーマだとももちろん思いますし、また、この政府税調は発信力を持っている方が参加されていますので、マスコミ含め改革の必要性と言いますか、改革がなぜ必要なのかというところを分かりやすい説明を含めて取り組んでいただきたいと思います。

○中里会長

上西特別委員、お願いします。

○上西特別委員

総13-5の資料についてです。「個人所得課税改革に関する論点整理（第1次レポート）」と今回の6月30日の閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2015」は方向性が同じであり、軌を一にするとの御説明がありました。私もそのような認識を持っています。

一点、気になる点があります。骨太の方針の41ページと42ページです。「具体的な制度設計について速やかに検討に着手し、税制の見直しを計画期間中できるだけ早期に行う」として、その際、今後の改革の中心となるのは個人所得課税であるとした上で、個人所得課税については総合的かつ一体的に税負担構造を見直しとあります。全く大賛成です。しかし、「税収中立の考え方を基本として」とあります。

法人税改革の議論をするときには、法人税体系の中での税収の中立性を相当程度重視したし、それは一つの考え方であったと思います。しかし、税制改正をするときには、税目で税収中立にならないものもあります。例えば相続税、贈与税の分野などはその一つの例であろうと思います。所得税と住民税もそうです。3年程前の資料だったと思いますが、給与所得と雑所得の一部である公的年金等については、収入金額を、事業所得と不動産所得については所得を第一次の課税ベースと考えた場合、給与取得

控除、公的年金等控除、各種の所得控除等々を踏まえた後、実際の税負担は5%前後というような資料がありました。今も基本構造は変わっていないと思います。所得税の分野というのは相当程度課税ベースが縮減された状態となっています。この状態の中で、税収中立の考え方を制約と見るか、念頭に置く考え方くらいに見るかによって違うかと思います。税制中立を余り気にすることは大胆な改革の阻害要因になるという気がしております。

概算と実額という捉え方をした場合、税法の原則の中に概算部分がなくなることはないとしても、本来は実額であるべきであり、概算部分はあくまでも縮減された形で存置するものであると従前から考えています。その観点から、給与所得控除額と公的年金等控除については、縮減の方向での見直しが必要であると強く考えているところです。個別具体的なことはまた今後申し述べたいと思います。

○中里会長

梅澤特別委員、お願いします。

○梅澤特別委員

先ほど法人税制については申し上げたので、それ以外のポイントを二点申し上げます。

一点目が、今回、若年層・子育て世代により優しい仕組みの改革をしていこうということで、この大目的は私も大賛成です。手法として税制をどうするかという話がこの委員会のメインテーマになるのは重々承知をした上で、是非最終報告のメッセージとして、社会保障支出の配分に関しても、少なくともそこを抜本的に見直さない限りにおいては、この目的は達成できないと我々からも声を上げるべきではないかと考えています。具体的に申し上げますと、社会保障支出総額で幾らかという話だけではなくそれがシニア層に対しての支出と子育て層に対しての支出をどのように配分するか、その配分を大きく変えるという話をしない限りにおいては、恐らくここで議論をしている話は極めて部分のソリューションにしかならないと考えています。

二点目、配偶者控除に関して昨年議論をして、幾つかの選択肢を提示するところまでできている。まだ最終的にどのような形になるかは決まっていないというステータスだと理解しています。どの選択肢をとるかということに関し、もし可能であれば我々として最もメッセージ性の強い選択肢を選ぶ。メッセージ性とは、いかにして少子化問題を乗り越え、育児をしている世代に対して手厚くできるかというメッセージを最もクリアに出せるものを選ぶべきではないかと思います。新浪特別委員がおっしゃったとおり、国としてメッセージを出すということであれば、そのメッセージは恐らくクリアに出せると思います。

もう一つ、我々がもしかしたら国として議論をしなければいけないことは、事実婚というものに対してどのように向き合うかという話だと思います。事実婚のカップルも何らかの体系の中で優遇をされるような仕組みを作っていくことが少子化問題ある

いは育児をサポートするという意味で最もラジカルですが、効果的な手段だと思えます。そのようなところも踏み込んで配偶者控除の仕組みの選択ができるのであれば、是非すべきではないかと考えています。

○中里会長

大田委員、お願いします。

○大田委員

骨太の方針に書かれた五つの改革の基本方針はいずれも重要であり、賛成です。

今日、この中で世代間、世代内の公平の確保について申し上げたいのですが、普通世代間の公平というときに高齢世代と現役世代という、ここが対比されるのですが、高齢化社会の中では現在の高齢者と将来の高齢者の公平とか格差を考える必要があると思います。将来の高齢者は、今から重くなる保険料を担い、税を払い、老後になったら今より切り下がっている給付を受け取るわけです。

したがって、ここで今回若い世代に焦点を当てるのは大賛成ですが、単に若い世代の家計が厳しいというだけではなく、長い時間軸で税のあり方を考える必要があると思います。つまり、今の逆ピラミッドの中でどのような課税のあり方が良いのかという、これは恐らく海外でも事例がなく日本がモデルとなる税を作るぐらいの話だと思います。次に世代内の公平について、高齢世代内の公平というのはなかなか議論されていません。高齢世代というのは一番格差が拡大しているライフステージで、ここが今でも4分の1を占めていますが、それがさらに増えていく。このような状況で公平の基準をどこに置けばよいかは大変難しく、骨太の方針の中では「年齢ではなく所得や資産などの経済力を重視しつつ」と書かれています。これが本当に大事で、旧来の枠組みにとらわれず、柔軟に新しい所得税、資産税を作るぐらいの気持ちで見直す必要があると思います。恐らく所得控除の議論もなされると思いますが、これもゼロベースで見直す。今あるものをどのようにするかという議論ではなく、今の時代にこの控除を作るのかどうか、あるいは今の時代に特別に配慮すべき層はどこなのかという観点に立ってゼロベースで見ていく必要があると思います。したがって、上西特別委員が言われましたように、私も最初で余り制約は設けずに、まず、あるべき姿を描いてみるのが大切ではないかと考えています。

○中里会長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

三点、申し上げたいと思います。一点目は、女性の活躍を推進するということ。二点目は、世代間の公平の問題。三点目は、先ほど梅澤特別委員もおっしゃいましたが、企業や対内投資をどのようにするかという、三点です。

一点目の女性の社会躍進の問題ですが、昨年、基礎問題小委員会でも様々な議論をいたしました。配偶者控除に係る103万円の壁というのは、配偶者特別控除で階段構

造を作られましたので、それによって何か壁があるということではなく、恐らく、現在、女性の社会躍進を阻害しているとする、それは130万円の方だと思います。

これを税と社会保障の一体的な取組ということで、我々がもう少し先に進んでよければ、あくまでも租税特別措置ですが、税額控除として、配偶者が最初に社会に入り130万円の壁に当たったときには、たとえば1、2年の間は健康保険料を全額税額控除するといった方法で、壁をならしてしまふこともあり得ると思います。企業には、例えば特別償却など、様々な措置が認められているため、家庭に対してもそのような特別措置をある程度導入してもよいと考えます。

二点目、これは世代間の問題ですが、何をもって公平と言うかは今大田委員もおっしゃったとおり難しい問題があります。しかし、現在、控除の点から見たとき、公的年金控除、社会保険料控除、この二つをどのように考えるかが世代間の公平に効いてくると思います。公平とは何かということを経験的に考えることもあり得るかもしれませんが、そうではなく、個人に対する所得課税の観点から、これらの控除が正しいのかどうか、一種の優遇措置を含むのではないかという問題意識で、適正な社会保険料控除あるいは公的年金控除のレベルを考えても良いと思います。

三点目は、先ほど梅澤特別委員のおっしゃった、企業や対内投資の問題です。ここ四半世紀、25年の間の外国、特にアメリカやヨーロッパの先進諸国と比較したとき、日本の税制に失われている問題があります。それは法人ではない非法人の事業体、投資ビークル、あるいは事業ビークルというものに対する税制を日本がほとんど整備してこなかったということだと思います。

これは所得税の問題であり、特に国際投資の場合、所得税の源泉徴収でかなりの部分がカバーできる範囲だろうとは思いますが。ただ、昨年、国際課税ディスカッショングループで、帰属所得主義の導入の検討を行い、それが実現されたことから、PE帰属所得を計算しなければならないことになっています。しかし、PEは何かと言われたら、これは事実上の存在であり、たとえば倉庫がPEであればどんな所得か帰属するかなど、我々がこれまで経験してないような判定が必要になります。事業活動、あるいは投資活動に対する所得課税をどのように考えるかといったことも、法人税改革の一つの裏側かもしれませんが、十分に検討した方が良いと思います。

○中里会長

翁委員、お願いします。

○翁委員

先ほど骨太の方針で、税体系全般にわたるオーバーホール、特にそこで将来の成長の担い手である若い世代に光を当てるということで経済成長の社会基盤を再構築するという方針に私も賛成です。ここで書いてあるライフスタイル、働き方に中立で安心して子育てができる。それから、格差を固定化せず、若者が意欲を持って働くことができるというような視点は非常に重要であるため、このような視点で議論していき

いと思います。

今日、事務局から御説明がありました構造変化の7ページ目などの図を見ても、やはり賃金が減り、それが高齢者への所得分配に繋がってきているという過去20年間の動きが見てとれることで、このような視点が非常に重要であるということが浮かび上がっていると思います。やはり今後はミクロの議論も非常に重要だと思っており、若い層でも非正規の方と正規の方の格差の問題もありますし、先ほど御指摘がありましたが、高齢者の中での所得の不公平の問題、格差の問題、このようなこともきちんとデータで確認しながら行えば良いと思います。私も個人所得税を中心に議論していくということについては賛成であり、今、皆様色々御指摘になった所得控除のあり方、見直しについて、今回抜本的に行っていくことが必要だと思います。

もう一つは、特に格差の固定化の防止が改革の基本方針の2のところに挙げられています。これは相続税の問題についても、資産税の問題、これもきちんと議論していくことが重要だと思います。特に、これからの人口ピラミッドのことを考えると、格差の固定化は相続税に密接に関連している議論だと思いますので、このような資産税のことも併せて議論できればと思います。

○中里会長

吉川（萬）特別委員、お願いします。

○吉川（萬）特別委員

私も、この改革の基本方針について異論はないのですが、先ほどから出ているとおり、低所得者若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直しということで、子育て世代というよりも、その以前にまず結婚できない世代がいるという今の状況です。税金さえ払うことができない若い人がいるというようなことをきっちり見直さなければ、今ここで見直しと言っても少しバランスが欠けると言いますか、しっかりした改革にならないように思います。それについて見直しできるようなことも議論していただきたいと思います。

もう一つ、先ほどおっしゃっていたような女性の社会進出で扶養家族手当の件ですが、先ほど103万円の壁よりも130万円の壁がネックになっているという話がありましたが、去年も申し上げましたが、130万円の壁は壁であり、それよりも正規と非正規があるために130万円は乗り越えても後の収入がそれほど得られないとすれば、130万円の壁を無理して超えることをよしとしないことがあります。給与体系そのものが正規と非正規という分け方がよいか分かりませんが、それについてしっかりと見直し、その上で130万円の壁があるということであれば、それに対する手当が必要です。先ほど給与体系の見直し猶予という制度をしてはどうかと言われましたが、そのようなものではなく、給与体系そのものが正規と非正規のところにあることもきっちり見据えた上で、この方針を決めていく必要があると思います。したがって、この五つの改革の基本方針については、基本的には賛成をしたいと思いますが、基本的な社会状況等に

についての議論をする必要があると考えます。

自分自身が高齢者に入ってきましたので、高齢者の問題は大変言いやすい立場にはあります。高齢者だから言えると言いますか、余り手厚くするというのは見直しする必要があると思います。

○中里会長

小幡特別委員、お願いします。

○小幡特別委員

三点申し上げたいと思います。

一点目は、先ほどからありますように、若い世代に光を当てるというその方針自身は私も賛成です。税を余り頻繁に変えるというのは、非常に社会への影響が大きいため、よろしくない。ただ、大きな所得構造が以前と違っている場合には、どこかの段階できちんと今の所得構造を踏まえた形で修正するというのは当然だと思いますので、政府税調でそのようなことを考えられればよいと思います。若い世代を取り巻く雇用、所得環境が非常に厳しいということは、データを今提示していただきかなりショッキングですし、非正規雇用が多いところから来ていると思います。そのようなデータを踏まえた所得構造で考えていくことは当然必要ですが、多少気になることは、今のそのような現状が必ずしもよくはないと思うため、そこを固定化する形ではよくないのです。そのあたりを踏まえ、どのような形にしていくのが良いかということが考えどころだと思います。

二点目は、昨年、政府税調でも議論しました配偶者控除と今のお話ですが、税制というのは、本来は人の行動に中立的であるべきだという原則はありますが、今少子化という時代において社会に対しても税も少子化対策に向けたメッセージを発することは必要だと思います。子育て、少子化のためにはまずは結婚をして欲しいということがあるため、そこで昨年こちらでも議論したような結婚をすることにより優遇の形になるというような考え方はあり得ると思います。その辺りは少子化が本当に日本の将来にとって大変困るので、是非そこを踏まえたメッセージが必要だと思います。

三点目は、今日の議論ではないかもしれませんが、預貯金のマイナンバーはまだ法律が通っていない状態ですが、こちらでも昨年、一昨年に議論したと思いますが、そのような預貯金に例えばマイナンバーを付与したり義務付けしていくということで、何がどのようになるのかを国民に分かりやすく言うことは必要だと思います。直ちには預貯金の資産課税があるわけではないため、様々な調査などで使われることがあるか、そのようなことは国民に対して分かりやすく説明していく責任はあると思います。

○中里会長

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

財政の健全化と経済成長の両立の観点から、消費税率10%への引き上げ、これは平

成29年4月ということですが、それを踏まえると、税体系の見直しをするに当たり、国民負担の増加は極力抑えていかなければいけないと思います。そのような意味では、税収中立は基本にすべきかと思います。

ただ、その上で個人所得課税の役割として何を求めていくのか。先ほども色々お話をしましたが、そのようなところを議論していく必要があると思います。所得の再配分の機能だけではなく、勤労支援、子育て支援、少子化対策、色々話に出ていますが、今税制に求められている役割を見定めた上で具体的な議論に入るべきだと思います。

それから、個人所得課税は、先ほど来事実婚の話も出ていますが、家族のあり方にも大きく影響するので、時代に合った家族の姿、これはコンセンサスが必要だと思います。また、個人所得課税、資産課税ともに国際水準から乖離し過ぎると、人や資産が国外に流出する恐れもあるので、諸外国の制度と比較検討して我が国を魅力のある国と感じられる、そのような仕組みにする必要があると思います。そのような意味では、時間軸を意識した上で、平成28年度の税制改正を目標に議論すべき項目と、先ほど中期答申の話もありましたが、もう少し先を見据えて議論を尽くすべき項目に分けてお話をされれば良いと思います。

個人所得課税のことをお話ししたいのですが、先ほど御説明いただきました総13-5の資料の7ページ目について、賃金や俸給は、平成7年から平成25年で26兆円減となっていますが、生産年齢人口の減少や、給与水準の高い団塊世代の定年退職、このようなことも一つの要因になっている部分があり、そのような構造変化の部分をどのようにフィルターをかけていくか、真の姿をどのように見ていくかということと、もう一つ、可処分所得にしても、フローだけを見ているわけで、本当はストックから来る部分も一部所得として入っているのですが、今1,700兆円あるストックの方をどのようにしていくかということもある程度考えなければいけないため、資料的にはそのようなことをフィルターにかけた状態での、7ページ目の資料の拡大版のようなものを、次回以降、御説明いただけるとありがたいと思います。

先ほど税収中立の話をしましたが、これを基本として若年層・子育て世代に光を当てる、このような基本方針は賛同できるわけですが、その際に負担増、負担減となる所得ラインをどこに引くか、これは相当慎重に議論していかなければいけないと思います。それと同様に、今限界税率10%以下の納税者が全体に占める割合は、英国の3%、米国の29%に対して日本は83%という非常に極端に歪んだ構造であり、やはり低所得者への配慮、少子化対応のようなものへの配慮、これを前提とした上である程度是正の検討が必要かと思います。

資産課税については、贈与税について先ほど様々な非課税措置のお話があり、デフレ脱却や経済成長を軌道に乗せるための思い切った税制措置と理解していますが、これが逆に格差の固定化に繋がらないように、租税特別措置法そのものの期限の到来のときに経済効果を見きわめた上で検証する必要があるのではないかと思います。相続

税、これも本年1月より改正が施行されたわけですが、課税の実態をフォローしていくことも必要だと思います。

最後に法人課税ですが、企業の国際競争力のさらなる強化という意味で、成長志向型の法人税改革、これは是非実現をお願いしたいと思います。ただ、現状会社の規模で決まる税体系から、会社の業態や収益力等の負担能力に応じて公平に満遍なく負担する仕組みもある程度、再構築、再検討が必要かと思いますので、よろしくお願ひします。

○中里会長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

手短に三点。

一点目は、まず、今回の骨太の方針で示された要請です。特に個人所得課税の見直しということですが、現行の個人所得課税は、国の所得税も地方の個人住民税も同様ですが、特徴は狭い課税ベースと偏った税負担です。特に勤労世代に偏った税負担の構造、ここに大きな問題点があると思います。そうすると、問われてくるのは、恐らく税率の構造の見直しの前にですが、所得控除の再構築ということになるため、先ほど大田委員からもお話があったとおり、ゼロベースと言いますか、そもそも何を引くべきかについても見直しがあるべきであり、ここは議論の余地があると思いますが、所得控除ではなく今度は税額控除も視野に入れてどのように税を控除するかというその控除のあり方、仕組みそのものについても検討の余地はあると思います。この政府税調のテーマは、度々給付付き税額控除をどうするかという議論がありますが、給付サイドとの連動、それを税の枠の中でやるか給付という形でやるかは制度の仕込み方だと思いますが、少なくとも問われるものは、税制と給付の間でのしっかりとした連動を行う。これは具体的にはマイナンバーもできているわけであり、所得情報を使い、きちんと給付との連動を図っていくことが問われてくるのだと思います。このようなことを通じれば、格差の是正、再分配の強化という要請と就労促進、つまり、経済成長という二つの要請の両立ができると思います。

二点目ですが、従来これまで残ってきた宿題として、忘れてはいけない金融所得課税の一体化があり、こちらも今粛々と進めていくという方向だとは思いますが、税率は20%で揃えたとして損益通算の範囲をどこまで拡大するか。これも経済成長にも関わってくる話でもあるため、そこも忘れてはいけないと思います。従来の課題というよりは、これまで長く続いている課題のもう一つが事業所得であり、どうしても所得課税の議論をするとサラリーマン増税という批判が出てくるため、事業所得、古く言えばクロヨン問題ではありますが、簡単に言えば事業所得の算定においてどのような経費を引くのかです。給与については給与所得控除は概算控除ですが、事業所得の場合は経費は実費控除であり、このあたりの非対称性をどのようにするかということ

も含めて、事業所得課税のあり方も併せて考えていく必要があると思います。

最後、改革のスコープですが、先ほど何人かの委員の方々からもあったように、基本的に我々の守備範囲は今のところ所得税と個人住民税だと思いますが、実はもう一つ大きな税金は社会保険料であり、これは人が何と言おうと税金でしかない立派な雇用税なのです。したがって、就労の促進という観点から言っても、負担の公平化という観点から見ても、社会保険料というものの見直しも本来どこかでやらなければいけないということだと思います。

あと一点お願いですが、我々、政府税調であるため、ある意味本来あるべき税体系の姿をまず見せる。しかし、すぐ実現するものではないため、今の我々の税体系の現状スタートとしてあるべき姿にどのように近づけていくのかというロードマップと言いますか、時間軸ということを先ほど佐々木特別委員はおっしゃっていましたが、ロードマップを併せて示していくということで、最終的に例えば2020年までにはこういう税体系を目指す、2025年にはこういう税体系を目指す、そのような形での姿を見せていく必要があると思います。

○中里会長

諏訪特別委員、お願いします。

○諏訪特別委員

改革の基本方針については、全面的に賛成です。皆様からも意見があったとおり、所得控除に対してはゼロベースからも考え直していただきたいと思います。

現状を伝えますと、やはりアベノミクス効果で大企業には収益が上がってきて、では、中小企業、小規模企業はどうなのかと、明るい兆しは出てきていますが、なかなかそれが収益に繋がらない状況です。実質的に賃金アップができていのは大企業がほとんどであり、中小企業、小規模企業に関しては賃金アップができていないのが現状です。そのような中で、中小企業、小規模企業に働く若者というのは、大企業の若者と比べると賃金格差が現在で生まれてきているため、ここの所得控除というものは是非ここで考えていただきたいと思います。

もう一点ですが、夫婦共働きで子育てをする世帯、これを応援するという形で、ミクロの話は次回出るというお話ですが、ここの概念が、都市と地方ではかなり環境や条件が全く違い、考え方も違います。地方に限っては、共働きせざるを得ないという状況も実際にあり、また、預けるにしても三世代で生活していて保育所に預けるのではなくて、おじいちゃん、おばあちゃんに預けるという構造が成り立っているため、都市から向こうに移り住んで逆に苦勞するというパターンも出てきています。したがって、大都市基準でこれが見られているというところもあるため、地方の問題点なども含めて検討していただきたいと思います。

○中里会長

高田委員、お願いします。

○高田委員

私も今回示されました改革の基本方針といったところについては、非常にまとまったものであると思いますし、今の時宜にかなったものと考えています。その上で私も簡単に四点だけ申し上げます。

一点目は、このような方針はありますが、世の中の的に申し上げると様々な意味で格差ということに対しての不満と言いますか、そのようなものが渦巻いているのでしょうか、世の中の的な論調もそうなのかもしれませんが、実態把握が現実には余りなされていない部分もあるのではないかと。そのようであると、これからのミクロの議論ということになるとと思いますが、まず、そのような意味でのそれぞれの分での実態がどうなのかを把握する必要があると思います。我々もシンクタンクですが、そのようなことで最近格差をプロジェクトを組んで対応したこともあります、実態を把握して、その上でこれから議論していくという姿勢が重要だと思います。

二点目ですが、先ほども議論になりましたが、この審議会の中でも以前マイナンバーを取り上げたわけですが、このマイナンバーが出る中でこの活用も今後重要になると思います。先ほども議論になりましたが、フローだけではなく、ストックのところをどのように把握してこのような対応をしていくのか、あるいは税の対応をしていくのか。先ほど佐藤委員の方からもありましたが、給付といったものとの関係の中でどのように対応するのかということも重要な視点になると思います。

三点目ですが、今回の議論の中で言うと、税の中でグローバルな視点が非常に重要になってきていると思います。この審議会の中でもBEPSというような状況の中での税源があったわけですが、当然今後所得税を考えていく上ではグローバルな中で法人税がまさにグローバルな視点の中での議論だったわけですが、人も動く時代になってきた中でグローバルな側面をどのように考えていくかは、税収の中立とは言いながらも非常に重要な状況になってきていることは考えるべき一つの視点ではないかと思います。

最後になりますが、あるべき姿、今回の五つの方針も非常に重要だと思いますし、また、これを理解した方が多ければ多いほど良いと思いますが、ただ、全般的に考えるとアベノミクスのような状況の中で財政もしくは税といったところに関してはプロフィールが薄いと感じる点が多いのです。そのようであると、こうしたアベノミクスの中における例えばアベノミクス税制と言われるような一つの方向性と言いますか、ポリシーなどを掲げていく姿勢も重要なのではないかと。また、我々もアピールしていく必要があるのではないかと。すなわち、例えばドイツにおいてシュレーダー改革の中にはシュレーダー税制といった税制2000というものがあり、こうした方針の中で長期政権になった中であるべき姿を一つのポリシーに則りながら時間軸の中で描いていったわけですが。その関係で考えれば、どのような姿を日本として考えていくか、その中で税のあり方はどうかというような大上段に立った議論も、こうした局面が変わる

中で必要になってきているのではないかと。場合によっては、2020年ぐらいを視野にした姿も税の中でも必要なのではないかと思ひ、このような一つの大きな方向性を示すということになると、アベノミクス税制と言われるような姿を念頭に置くのも一つのあるべき姿ではないかと思ひます。

○中里会長

田近委員、お願いします。

○田近委員

もう多くの方が御指摘されたことの上乗りのようになりませんが、三点指摘させて下さい。一点目は、もう議論されている社会保障財源として税制をどのように考えるかということと、二点目は、まさに高田委員が御指摘の所得税に関してもグローバルな視点が必要ではないかということとそこでその点について少しですが話をさせていただいて、三点目は法人税の話をさせてください。

一点目の社会保障財源についてですが、先ほど新浪特別委員に申し上げたように、今日本はとても厳しい財政状況にあります。2020年に国、地方のプライマリーバランスを均衡させようとしたわけですが、そこまですると例え経済再生ケースで名目3%、実質2%でも、歳出を相当に下に下げなければいけないということで、2018年を一つの間目標にして、そこで対GDPマイナス1%のプライマリーバランスの赤字、そのような目標を定めたことは一つの考え方だと思ひます。それにしても経済再生ケースを考えて、先ほど申し上げたようにそれでここ3年で実現するには、歳出の遊びが1.6兆円しかない。それは1.5兆円の社会保障の高齢者分の上積み減らしてとってしまうと0.1兆円しかない。そうであると相当厳しい。したがって、社会保障改革として様々なことを行ったとしても、早晚、先ほどから議論が出ている佐藤委員は、社会保障は税ではないかと言いましたが、実態的にどこかで社会保険料に対する負担を求めざるを得ないのだらうと思ひます。そのときに政府税調の意味があると思ふことは、負担を担う勤労者、特に若年低所得者の人に負担をどのように考えるか。また、その人々の働き方に阻害するものであってはいけないということで、岡村委員、佐藤委員も御指摘された、税額控除の話はもうここまで来ると税制改革として逃げられない課題だと思ひます。

どなたも言われていないことを一点。これは随分前から気になっているのですが、若年低所得者の労働者は負担があつてかわいそうだと思いますが、高齢者はどうなのかといつも思ふわけです。朝からニュースをずっと見ていたのですが昨日新幹線で事件がありましたね。本当かどうかは分かりませんが、彼はお金のことを心配していた。2か月に一回来る年金が24万円だった。そうすると、1か月12万円であり、1年140万円、150万円程度。それが大変苦であった。昔、朝日新聞に初めて投稿したのですが、ある人の年金殺人事件がありました。年金が貰えるとの通知が来たので喜んで役所に行ったら、「国民年金は25年払っていないのであなたは貰えない」と言われたのです。

経緯は分かりませんが、それに非常に怒りを感じ刺し殺してしまったのです。ところが、その人が刑務所に何年かおり、刑務所の期間は納税期間に入れてくれるということから、実は資格があったとか。私が書いたものが裁判の資料に使われていたのですが、言いたいことは、やはり低所得高齢者の問題はあるということです。したがって、高齢者は皆何千万円も資産があるわけではなく、低所得高齢者の問題もきちんと考えなければ新幹線が燃やされたりするだけでは済まない。したがって、そのような意味では、私も様々な議論をしていますが、公的年金等控除も相当注意して議論しなければいけない。ゆえに、低所得の方は若者もいれば低所得の高齢者もいるということを引きちんと弁えなければ、相当問題だと思います。

二点目は、これは是非提案ですが、グローバルな視点では、我々は経済成長を阻害しないが、財源を確保するという意味で北欧やオランダの二元的な所得税が一つの形かと思っていますが、それも相当日が経ち何年も同じことを言っていると。逆に言うと、それらの諸国の二元的所得税の功罪と言いますか、彼らも今反省していることもあるかもしれないため、フェーズが次のフェーズかと。その制度を紹介して議論するのではなく、そこでの成果と失敗のようなものがあれば是非ここで行ってもらいたいです。

三点目は、法人税の話で、大きな改革を進めているわけで、フォローアップは随時行っていくべきです。税収の面もそうであり、新浪特別委員がおっしゃった政策税制は様々行われているのでその功罪も行わなければいけない。外形標準課税も入れ、それがどのような税収に響いたかなども行わなければいけない。BEPSの議論も同時に行っているわけですが、BEPSの議論は徐々に本質的なことに入り、移転価格の話もタックスヘイブン税制も本来企業の所得とは何かというところの問題、考え方に踏み込んできているわけです。それは法人税の課税ベースとは無縁ではない。無縁どころか、とても絡んできており、BEPSと言うととても専門的な話かという気がしますが、BEPSとも併せて課税ベースの話を、もう一度法人税を議論しなければいけないとすれば、本質的なところは、法人税の課税ベースはどのようにするかに戻ってくるようになるということで、若者の低所得者の問題は重要です。ただ、高齢者の低所得者も重要である。二元的所得税についてはもう次のフェーズに入っているため、さらに踏み込んだことを。法人税については、是非ここでもう少し深掘りしていただきたいと思えます。

○中里会長

田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

私も今までお話のあったとおり、改革の基本方針については賛同しますし、これから御一緒に行っていきたいと思えます。

今日は最初であり、税制だけでなく、様々なお話が出ているため、感じるところを

お話しさせていただきたいと思います。

骨太の方針にも経済成長というものがありますが、産業構造が変化しているのであり、その産業構造の変化に対してどのような施策を打つかということがなかなか議論されていません。それは中小企業をどうするかという話、地方創生や少子化もそれに繋がる話だと思います。先ほどのお話のとおり、中小企業の平均給与は非常に低いです。夫婦合わせて500万円にいかないということで、少子化の原因はそのようなことにもあるだろうし、地方の現実だと思います。それは、生産性の向上だけでは解決できないところがあると思います。中小企業そのものが大きな企業、グローバル企業と一つの線上にあるわけではなく、ローカルとグローバルだというお話もありますが、実は中小企業も世界で28億社あり、それがどのように活性するかという一つの議論があるわけです。そのような議論が今の骨太方針には有りません。そのようなことを含めて、少し深掘りをしたほうが良いと思います。

今日の7ページ目も全部の法人の結果が出ていますが、そうではなくグローバルな企業とそうではない中小企業とではどうなのかは我々も知りたいしそれに対応する施策を打つべきだと思います。起業が少ないのは、儲からず、面白くないからなのです。とにかく起業し、何とかなるではないかというような風潮が無ければ、中小企業は活性化しないと思います。そのような意味では、少子化も地方創生も経済成長も含めて、もう少し中小を含めた実態を把握して施策を打つということが大事だと思います。

次に、ずっとお話があった社会保障の話は税制と同じで、企業にとって同じ負担なのです。さらに言うと、企業も個人も直接払っているのに加えて税支出に影響しているわけです。したがって、非常に性格の悪いファクターなのです。これをどのようにすればすっきりするか、どのようにすればよいのかを税だけでは検証できないことが多いと思います。中小企業は税金を納めていないと言われますが、少なくとも社会保障費用や雇用に関する費用は納めてもらっているわけであり、そのようなことについて法人税だけの話ではなく、全体を見ていく必要があると思います。

所得税について検討していくことについては大賛成ですが、いつも前提条件に、先ほどから言われている税収中立というお話が出るのは、果たしてそうだろうか。今言ったように、社会保障も含めて考えたり、全体の話の中で考えるという検証も必要だろうと。便宜上、まず、税収中立という考えがあるかもしれないが、それだけでは済まないという、もう少し検証を深掘りする必要があるだろうとは感じます。

○中里会長

野坂委員、お願いします。

○野坂委員

政府が目指している「経済再生なくして財政健全化なし」、当面は経済再生だという基本的な方針は大変妥当だと思いますが、本日、事務局の説明などを聞いて改めて、財政再建と経済成長の二兎を追う道は大変険しいものがあるということを感じました。

骨太の方針で政府税調に対して重い宿題が投げかけられたわけですが、この膨大な財政赤字を将来世代にツケ回しをしない。その最大のテーマを重視しながら検討していかなければいけないと思います。二点申しあげたい。

まず、政府税調に対しては、税体系のオーバーホールの検討を求められました。守備範囲は税体系の検討ではありますが、歳出改革がどのように進むのかも当然横にらみで検討しなければいけないと思います。財政健全化計画を見ると、先行きについては必ずしも楽観できず、大変厳しいと思います。本当にどこまで歳出改革ができるのか、また、税の検討に当たっては、当然のことながら社会保障関係費、大変ボリュームが大きいので、社会保障の給付と負担、そのあり方の検討もにらみながらこちらも議論していくという姿勢が求められます。いずれにせよ、財政再建にはウルトラCはなく、歳出削減、増税、そしてまた経済成長による自然増収、これをいかにうまく組み合わせていくかしかない。消費増税については、当面は17年4月の10%の引き上げが予定されています。これをまず着実に実現する。そして、現在では10%超は封印していますので、それを封印した上で将来どうするのか、これについても、いずれ税調でも議論する必要があるかもしれません。また、経済成長による自然増収は、目先は歓迎できることですが、余り過度に期待するのも禁物です。自然増収分を大盤振る舞いするような歳出に対しても大変厳しく見ていくという姿勢が大事だと思います。いずれにせよ、税体系の見直しの中でそちらの歳出の方にも目配りをしていくという姿勢が求められると思います。

税制についてですが、骨太の方針の五本の柱、私も賛成します。やはり、特に大事なのは冒頭で言いましたように、将来にツケ回しをしない。そして、日本経済の今後の経済発展の基盤となるべき若い世代、子育て世代に焦点を当てることは大賛成です。ただ、これまで昨年、配偶者控除の見直しの議論でもありましたし、今日もそうですが、なかなかこれは価値観が様々であり議論が非常に盛り上がりがちなところですが、ともかく世代間の公平を守る、公平をどう担保するか。あるいは世代内の公平の担保。これも先ほど来、各委員がおっしゃっていることは、大変問題意識としては共有するところです。いずれにせよ、人口減少、高齢化社会、また団塊世代がいよいよ後期高齢者に入ってくる時が迫っているという段階では、やはりある程度所得のある方、ある程度高所得の高齢者あるいは資産を持っている高齢者については、少し負担をお願いする方向が避けられないと思います。ただ、これも大変国民的な議論が起こることは間違いないので、議論に当たっては国民の理解を幅広く求めるような、そのような丁寧な議論が必要だと思います。いずれにせよ、大変様々な利害が絡むことであり、これも先ほど来、他の委員もおっしゃっていますが、当面何をすべきなのか。そしてまた3年先、5年先、10年先、どうすべきなのか。そのようなあるべき税制の工程表的なことが議論できれば良いと思います。また、法人税改革のときに大田委員が中心に大変すばらしい報告がまとまったと思いますが、政府税調として様々なメニューを

提示した上で政治あるいは国民の議論を呼び、さらに実現に向けて動いていく。そのような段取りが求められます。具体的には今後の議論でまた意見を申し述べたいが、大変大きな課題であり、しっかり取り組んでいきたいと思ひます。

○中里会長

林特別委員、お願いします。

○林特別委員

骨太の基本方針の41、42ページ目の感想という形で申し上げたいと思ひます。読み上げてみて、何となくは同感できるのですが、よく読んでみると、幾つか気になることがあります。政府税調ではない他のところが出した文書なので、政府税調では余り議論すべきでない点にかかるかもしれません、幾つか言及したいと思ひます。

一点目は、ここでは様々な目的が書いてありますが、税に過度に期待し過ぎではないでしょうか。もちろん税をしっかりと整えるのは非常に重要なことですが、この辺りの課題は、当然、社会保障給付や公共サービスとの組み合わせではじめて達成できる公共政策上の問題だと思ひます。また、他の委員の方も言及されていましたが、特に社会保険料を抜きにしてはこの辺りの議論はできないと思ひます。

二つ目は、前の政府税調でも同じようなことを言った気がしますが、言葉の問題です。事務局で作成された方には申し訳ありませんが、「中立性」という言葉がその意味を明確にしないまま使われている感じがします。これは「公平性」についても同じです。中立性を持った政策ということなのですが、文章をよく読むと勤労意欲を高めたりとか、勤労インセンティブに影響を与えるようなふうに使われている。ここでは、政策で望んだ方向にインセンティブを与えるということですが、本来の意味で「中立」ということであれば、インセンティブによって影響を与えるということにはならないでしょう。特に貧困問題なり格差問題との関係でよく出てくる就労促進的なアメリカのEITC、いわゆる給付付き税額控除は、中立性ではなく、インセンティブを歪めて就労させるような仕組みになっています。所得税の中で低所得者対策を行うということであれば、やはりEITC的な発想になると思ひますので、認識としては中立性とは異なった議論になるはずですが、税に労働促進的な役割まで期待するのであれば、一步踏み込んで給付付き税額控除、要するにタックスコードの中で給付を扱うということになるため、「中立性」という言葉の用法は慎重に考えなければいけないと思ひます。これは子供支出に関しても同様です。あと、公平性ですが、これも財政学の一番初めの議論ですのですが、垂直的な公平性か水平的な公平性かでかなりインプリケーションが変わってくると思ひます。税の話は恐らく佐藤委員が所得区分の話をおっしゃいましたが、水平的公平性の話もあると思ひますが、政府税調で議論を前に出すときは、どのような意味で公平性を議論しているかを明確にした方が議論は分かりやすいと思ひます。

最後、格差に関してですが、これも所得税に関する問題になりますが、所得控除と

累進課税によって高所得者に有利な仕組みが存在するため、これに対処するために当然、所得控除の代わりに税額控除を求めていくという話になると思います。しかし、それだけではなく格差の問題を議論する場合は、社会負担なり公的の負担という意味で社会保険料をきちんと考えなければなりません。特に社会保険料自体が逆進的になっているため、先ほど田近委員が高齢者の低所得者の話をされましたが、高齢者の低所得者にとっては、かなりの緩和措置はあるとしても、社会保険料負担は決して小さくないと思います。つまり、しっかりと格差を議論するのであれば、所得税だけではなく社会保険料も考えて議論しなければいけない。また、翁委員もおっしゃいましたが、格差はその前世代の所得が積み上がった資産が相続されることにも関連するわけです。各世代で積み上がった所得をどのように世代間でサイクルさせ、その循環を良い方に持っていくという意味で相続税の役割は非常に大きいので、相続税のあり方もきちんと腰を据えて考えなければいけないと思います。

○中里会長

それでは、平田委員、お願いします。

○平田委員

二点です。

一点目は骨太の方針ですが、認識が少し甘いと言いますか、そのように感じます。今の世界経済が各国中央銀行の異様な金融緩和によって危うく成り立っている。それを前提に考え、果たして2020年まで景気後退はないと考えてシナリオが成り立っているのであれば、これを前提に税制改正を論じても全く無意味ではないか。もう少し景気循環はあるのだと、先ほどからグラフで表されていますが、ITバブルの後や、金融の危機の後など、これを見ると賃金、俸給の水準が下がってきている。課税所得のところは下がってきているわけであり、そこは非常に危ういということが一点です。

二点目の政府税調の議論の進め方ということで、中里会長からは、所得税を中心に議論していきたいということでしたが、これは短期的足元の議論としては非常に賛成です。骨太の方針に書いてあることは実現できるように我々も頑張りたいと思いますが、これを議論すればするほどここだけでは限界があるということが分かってきます。つまり、先ほどの消費税のところでも議論がありましたが、10%以上は封印するということを前提に議論したのでは中長期の税制についての答申にはならないのではないか。やはり10%超も書く、書かないはともかくそのような事態もあり得るということ。を前提に、世界経済が非常に不安定な上に成り立っている。日本の国内でも様々な利害が対立して、骨太の方針に書いてあることさえ半分できるかどうか分からない。そのようなことを考えると、もう少しタックススペースと言いますか、課税の対象を広げた議論を頭の中に描いた上で最終的に風呂敷を畳んでいく形で当面の問題について書いていく。中長期の課題はこうであるということを書いていくという形にしていなければ良いと思います。

○中里会長

増井委員、お願いします。

○増井委員

基本的なファクト、データの確認をするという進め方に賛成です。そのことに関して、御説明のデータの質問をします。

総13-5の資料の12ページ目のところですが、可処分所得は低下傾向にあるが、貯蓄の低下によって消費は横ばいで推移とあります。ということは、貯蓄を取り崩してそれを消費に充てているということですか。そうだとすると、そこで取り崩されている貯蓄について、現役でなくなった方であるかなど、分布が分かりますか。

○中里会長

江島調査課長、お願いします。

○江島主税局調査課長

この12ページ目のグラフの見方ですが、全くおっしゃるとおりで、貯蓄をかつてはできていたのだが、主としてこれは高齢世帯だと思われます。またデータは追ってお示しができればと思いますが、貯蓄を取り崩して消費水準を維持している。メーンはそのような感じだと思いますが、かつてほど日本全体で見て貯蓄はできていない状況にグラフを見るとなっており、それによって消費が安定的になっているということだと思います。

○中里会長

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員

42ページ目、骨太の方針の五つの項目というのは私も賛成です。ただし、この見出しと行っている中身とがきちんと整合しているのかどうかということは、厳しく見ていく必要があると思います。まさに中里会長がおっしゃったファクトの問題ですが、ファクトが机上の数字ではなく現実に地に足のついた本当の事実、数字の背景、データの語る意味をどう読み取るかというところを見逃さないようにしなければ、これは外形だけで実質が伴わないということになるのではないかと思います。もはや横並びの大衆社会から「個衆」の時代になり、平均値が実態を表すとは限らないことが指摘されている今、少なくとも資産の多い高齢者パーサス収入の少ない若者層という固定観念で果たしてよいのかどうか。田近委員がおっしゃったようにそのようなデータの背景から何を読み取るかというところを間違えると、その上に積み重ねる議論も到着点も違ってくると思いますので、そこはファクトを間違えずに見極めていきたいと考えています。

その上で、まさに税制というのはこの国のグランドデザインをしていく中核の骨組みになるところであります。うたわれている「夫婦共働きで安心して子育てができる」社会を考えた場合、今採られている施策で祖父母の代が孫の教育資金を出すときには、

税制上の考慮をしようとか上の世代から下の世代、次の世代に資産が移動しやすくしようという方策を今採っているわけです。そうであると、社会を構成する最小単位である家族の概念を、もう少し緩やかに、同居していなくても3世代でくくって制度の基本にするような形も考えられるかもしれません。行っている中身と具体的な策とが整合しているのかどうかということと同じシステムの中で違う矢印のことを行っていないかということをよく見極めながら進めていく必要があるのではないかと。先ほどの相続税の話もそうだと思います。

今、三代目には財産を無くすような税制になっていると思いますが、言い過ぎですか。ただ、それだと本当にグランドデザインとして今考えている共働きで子供を育てやすい環境が整うのかどうかと言われたとき、同じ方向にベクトルが向いているのかどうかということも精査したいと思います。また、クロヨン、クシピンの話も出ましたが、税収における直間比率気になっているところです。

もう一点ですが、目標のタイムスパンとして、今2018年、2020年というような直近の次元で考えているかと思いますが、前回の抜本改革が20年経った今ミスマッチになり、ゼロクリアで考えなければという20年程度のタイムスパンを考えると、ここから先は、先ほど来お話の出ている人口ピラミッドの上の重い部分がかなりすっきりしてくる時代ではないか。表現は難しいのですが、そうであると、そこまで組み込んだシステムを作ろうと思うのであれば、直近の課題と同時に中長期的な展望にも対応する必要がありますでしょう。とにかく、この国の形、グランドデザインを作っていくという上での見識を盛り込んだシステムになるように願っています。

○中里会長

山田特別委員、お願いします。

○山田特別委員

二点言わせて下さい。改革の基本方針については、皆様とほとんど同じで私も大賛成です。その中で二点です。

一点目は、税収中立ということを言われていますが、皆で譲り合って負担しようであったり、皆で少しずつ背負おうではないかなど、そのように一歩踏み出して言っただけではないか。いつも中立のような言葉にこだわり過ぎているような気がすると感じました。

若者や女性が働くインセンティブを強く感じるような税制に思い切ってシフトするという考え方は大賛成であるという前提で二点目に入りますが、このような仕組みを様々なことも含めて変えるだけで、本当に若者がたくさん結婚するようになるのだろうか、あるいは結婚した人が子供を産もうという気になるかどうか、社会制度を変えること保育制度などを充実させることなども行った上で、価値観や自分に対する自信などや、労働に対する価値観なども考え方が我々の時代と全く変わってきているような気がする点が気になりました。すなわち我々の時代には学校を卒業したら働くこと

が当たり前だと思っていた世代なわけですが、その辺も変わってきているような気がするため、制度を変えたらそのようになるかどうかということも個人的には疑問を感じます。有識者からのレクチャーを受けるに際して、もし可能ならば、今言ったような若者の意欲の減退があるのかないのか、自分に対する自信を失っているのではないかと感じることは当たっているのか、当たっていないのか、ではそれらを改善するにはどのようにすればよいのか、策はあるのかなど、そのような定性的なテーマも加えてレクチャーしていただけるとありがたいと思います。

○中里会長

確かに税制でできることとできないことがあるので、税制でできないことを税制で行えと言われても、それは確かに困るかもしれません。それもファクトを積み重ねて行うということになると思います。

神野会長代理、お願いします。

○神野会長代理

委員の皆様方の御発言を伺っていて、ほぼ中里会長がお示しした様々な目配りをした上で、この政府税調の流れから言っても所得税、住民税などの構造を中心に、とりわけ控除問題などに焦点を当てながら広く見直していくということでは大方一致した認識ができたと思います。さらに、進め方もまず、事実を知る段階を踏んで共通認識を持って考える段階に進んでいこうということも合意が得られたと考えています。

その上で林特別委員や山田特別委員のお話に関連するかもしれませんが、租税でできることには限界があるということと、その裏として、租税の本来の原則を見失ってはいけないということです。租税の原則で一番重要なのは、私の理解では財政政策上の原則、つまり必要な財源を確保することが一つです。第二の原則は公正の原則。公正の原則に基づいて、これと両立する限りにおいて、政策的な配慮を行うことが恐らく筋ではないかということが一点です。確かに公正とか公平と言っても、これにはコンセンサス基準に、大方一致していると思われる基準と、コンフリクト基準という余り一致していないという基準もありますし、税制が経済社会構造の変化とともに変わっていくという背後には、公平という基準も恐らく徐々に変わってきたという歴史があると思います。したがって、これも大田委員の発言と重なるかもしれませんが、公平ということ自身も非常に複雑なのですが、それをここの議論を通じて少しずつ詰めながらコンセンサスをとっていくことが重要だと思います。

ただ、ここに来る前の研究会で発表を聞いてきたのですが、このところ格差と貧困が拡大したと思いますかという質問に対して、急速に増えているとの答えが多いのです。つまり、格差と貧困は拡大しているという認識が増えているのです。ところが、再分配によって、それを是正すべきだと思いますかという、それは増えていないのです。最近、徐々に租税とか公共心ということでもないですが、税などを支えている市民的な基盤が非常に弱くなってきているのではないかと。これはどのように強くした

ら良いのか答えはないのですが、そのような公平ということを考える上でその認識を持ちました。公平も幾つかあり、生活困窮者かどうかというのは、税金はフローとストックだけ見ていけばよいかもしれませんが、生活が困窮するか否かということは明らかに家族とか地域社会とか等々のネットワークに包まれて生きているかどうか効いてくるわけです。明らかに現在でも生活困窮者は高齢者。私は高齢者だから言うわけではないですが、高齢者が多く、単身の高齢者です。このうち女性の貧困と言われているのは、離別者と死別者がありますが、離別者が目検討で大体4割程度。死別者が4割程度。2割の未婚の人は大丈夫ですが、死別者が社会保障のネットワークから落ちるわけです。年金等々ネットワークから落ちてしまう。そこで貧困に陥るというパターンですが、男性の方は全く様相が変わっており、死別者が1割程度、3割が離別者ですが、6割近くを占める未婚者が社会保障のネットワークに入っていないのです。貰える年金額がごく僅かか、社会保障給付を受けられるような職に就いたことがなく転々としたという方が多く、これが非常に深刻な問題になっているため、公平の基準の中で今回は世代間の公平と世代内の公平と世代内もうたっていただいているためであり、我々が税金では見過ごしがちなネットワークに支えられているかどうかは生活面で非常に重要だということです。

もう一点目は、これも大田委員の御指摘だったのですが、今日合意したような課題で出発をするにしても、知る段階等々のときは割と広く見て、控除等々も何々控除など決めつけず広く見るということや、場合によっては先ほどお話があった富裕税と言いますか、純資産税等々も視野に取り込みながら少し広目に考えていく。後で議論をしていく過程で詰めていくというような、最初は大きくして焦点を絞っていくことが重要だと思います。

三点目は、ここでどこまでできるかは分かりませんが、多くの委員の皆様方が御指摘のように、どこまで言えるかどうかは別としても。社会保障負担と他の制度とも少し関連付けるということも意識して議論をしていかざるを得ない

最後は、社会保障給付への課税。これは少し真剣に考えた方が良いと思います。そのようなことを含めて関連付けるという作業をしつつ、まずは知る段階から始めて共通認識がある程度できたとか、共通の認識の中には、お互いの認識が違うのはここだということ認識するというのも含めて、知る段階をまず共有した上で進めていくという方法でよいのではないか。これは委員の皆様方も御同意いただいているのではないかと思います。

○中里会長

高田委員、お願いします。

○高田委員

今回の大きなテーマがこの表題にもある、経済再生なくして財政健全化なしということで、これも非常に重要であり、経済再生なくしてこのようなものはあり得ないと

は思っています。実は私も市場で国際市場などを合わせて見ていると、通常の場合、経済再生の問題が起こると、国際市場に問題が起きるのですが、現状の状況は日本銀行があれだけ国債を買っていると、ある面で麻酔をかけてしまったような状況になっているため、その反応が出ないのです。これはある面では、このような手術をする期間においては再生をする期間には必要不可欠なものではないかとは思っていますが、そのような市場反応が出にくくなっているということ踏まえた上で考えておかなければ、長い目で見ると見誤るリスクが出てきてしまう。そのような意味では、今回の骨太の方針の中に財政規律と言いますか、もしくは2020年までのプロセスの中に常にマクロの視点と言うのでしょうか、このようなものを置いておかなければいけません。個別の議論にこれから入っていくわけですが、常にマクロ的な全体の中での収支を考える視点を折々に議論していく必要があると思います。最後になりますが、もちろん所得税を行うにしても、その他の税目、また場合によっては支出というようなバランスをどのように考えるかが非常に重要局面ではないかと考えています。

○中里会長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

手短に三点。

一点目に、先ほど税込中立という話がありましたが、本来、所得税改革のもう一つの主眼は実は財源調達能力の回復であるため、本当は改革をしていくと結果的には増収になる可能性もあり、消費税増税前なので余り増税の話はできないという事情は分かります。しかし、実は今回の税込中立になるかどうかと言われると、真っ当にしていたら、本当は増収になってもおかしくはないですし、今むしろ所得税の税込自体が果たして適正な水準なのかということも本当は問われると思います。

二点目に、先ほど林特別委員を含め、中立性の話が出ましたが、これは他の制度との関係を見なければ、実際のところこのような勤労税額控除などが就労促進的なのか、あるいは他の制度に起因する就労阻害要因をある種相殺する。先ほどどなたかから話があったと思いますが、例えば130万円の壁もそうだと思います。他の制度を見なければよく分からないと言わざるを得ない。これはいわゆる税のくさびと言うのですが、一種の実効税率に当たる、要するに、社会保険料から給付にかかる全ての要因を入れ所得が増えると給付が削減されるというケースもあるため、それらを全部加えて考えなければ、今の現行の税体系あるいは今の給付自体が果たして働き方に中立的か。むしろ就労促進的な税制を入れなければ、他の阻害要因を実は相殺できないのではないかということ。本当は冷静に見なければいけないと思います。その意味においても、社会保険料を含めた全体の改革が必要だと思います。

最後に一点ですが、給付との関係ということ考えたとき、我々は何のために所得を捕捉するか、所得情報は何のためにあるのかについてもパラダイムシフトが必要で

あり、これまでは税金を取るために所得を捕捉して正しい所得情報を得ようとしていたのですが、給付を絡めると給付を適切に行うために、言い換えれば、配るために正しい所得捕捉が必要になる。そうであると、実は我々のターゲットとなるのは低所得者の方なのです。高齢者にも貧しい人がいる、それは人それぞれであり、そのような方はいらっしゃると思いますが、所得の捕捉と言うと、どうしても高所得者ばかり考えてしまいますが、そうではなく、所得の低い方々の所得を正しく捕捉し、その情報を給付に活かしていくという道筋もしっかりとつけていかなければ、そのような考え方に立たない、税金の税制の話をしていると。いつも取ることばかり考えますが、配り方とも整合性を保っていく必要がある。連結を維持していく、確立していく必要があると思います。

○中里会長

翁委員、お願いします。

○翁委員

先ほど大田委員が動的に見ていくことが大事だとおっしゃっていましたが、私もそのように思っており、先ほど神野会長代理がおっしゃったように、これからの高齢者を考えると、今40代、50代のところで未婚の男性が非常に増えており、その方々は恐らく様々な理由があると思いますが、正規の仕事に就かれていないためにそのような形になり、家族がいらっしゃらないという方がこれから増えていき、そのような方が徐々に高齢化していくということも予想されます。動的に人口がどうなっていくのか、そのような方々の生活実態はどうなるのかということも踏まえて議論していくことが大事だと思います。

○中里会長

田近委員、お願いします。

○田近委員

勤労税額控除のところで、去年の12月台湾の財政学会に行った際、韓国から、私が韓国の勤労税額控除を作ったという非常に自信にあふれた方が来ていました。彼が主張したことは大変おもしろく、要するにワーキングプアの所得の情報などは掴めないと思うと。しかし、勤労税額控除で何カ所か働いていてもそのような情報を集めることはできたのだと。勤労税額控除で大切だということは、韓国におけるワーキングプアの情報を集めることだと彼が言ったことは非常に印象的です。足元、韓国のケースも彼が言ったとおりなのか、他の問題があるのか。ただ、佐藤委員がおっしゃったことはとても良い点で、きちんとした情報を集めるという意味でも税は役に立っているのであれば、是非その点も考えるべきだと思います。

○中里会長

様々なことを議論するということで責任がどんどん重くなり、気合いを入れて頑張らないといけないと感じますが、議論の過度の拡散は避けた方が良いと思いますので、

様々なファクトを冷静に見ていくというところから始めていきたいと思ひます。

今日はとりあえず、問題意識の共有のためのフリーディスカッションをさせていただきましたが、非常に実りが多かったのではないかと思ひます。自由討議はこの辺りで終了します。多くの貴重な御意見をいただくことができ、大変有意義な議論になりました。ありがとうございます。

次回の案内ですが、次回以降についても当面は引き続き事務局からの資料説明や、先ほど申し上げた有識者からのヒアリングを行い、経済社会の構造変化についての共通の認識を深めていくこととしたいと考えています。その際お呼びする有識者の方をどなたにするか等については、また私の方で事務局と相談し皆様にも御相談することになると思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中里会長

ありがとうございます。今後の進め方ですが、個人所得課税の見直しは、国民各層に幅広く関わる事柄であり、今日のお話でもたくさん出ましたが、対症療法的な改革案ではなく、ファクトやデータをしっかり押さえた上で、今後変化していく経済社会にも適用していく改革案を、ここが一番難しいところでしょうが国民的な理解を得つつしっかり練り上げていく必要があるということで、しっかりとした議論が必要だと思ひます。このような方針のもと、これから中期答申に向けて議論を行っていかうと思ひますが、国民的な議論に資するとの観点も踏まえれば先ほど少し述べましたが議論の進行状況を見ながらになります。この秋の適当なタイミングで、中期答申のための準備になるのではないか。論点整理を行う必要があるのではないか。ただ議論するだけではなく、そのようなことも考えていますので、これから皆様の御意見をよくお聞きしながら、御相談させていただきながら進めたいと思ひますので、御意見があれば何でもおっしゃってください。

次回の総会につきましては、改めて事務局から御案内します。

本日は終了とさせていただきます。お忙しい中お集まりいただき、本当にありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性あることをご承知おきください。